

名古屋市 災害対策 実施計画

誰もが安心して暮らせる減災都市名古屋



2019～2023年度

名古屋市

<目次>

第1章 名古屋市災害対策実施計画について.....	1
1-1 趣旨・目的.....	2
1-2 計画の概要.....	3
第2章 本市を取り巻く状況.....	5
2-1 現況.....	6
2-2 近年の潮流・課題.....	9
第3章 計画策定における基本的な考え方.....	16
3-1 めざす姿.....	17
3-2 中長期的な視点に立った今後の取り組み.....	18
3-3 取り組み方針.....	24
3-4 施策の体系.....	25
3-5 進行管理.....	26
第4章 具体的な取り組み.....	27
方針1：地域防災力の向上.....	29
方針2：災害対応力の向上.....	37
方針3：災害に強い都市基盤の整備.....	55
方針4：防災意識の向上（継続的に実施するもの）.....	68
<参考資料>.....	75
【資料1】名古屋市災害対策実施計画と関連する個別計画等との関係について...	77
【資料2】南海トラフ巨大地震の被害想定について.....	83
【資料3】検討経過について.....	97
【資料4】名古屋市防災条例.....	99

第1章 名古屋市災害対策実施計画について

1-1 趣旨・目的

～誰もが安心して暮らせる減災都市名古屋～

名古屋市防災条例に掲げる「自助」「共助」「公助」の理念を念頭に置き、市民・事業者等とも協働して本計画に掲げた対策を推進することで、災害発生時に配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児、外国人を含む全ての人が安心して暮らせるまちの実現をめざします。

本市では、南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念されており、最大の死者数が約 6,700 人、最大の建物全壊・焼失棟数が約 66,000 棟という甚大な被害が想定されています。2018 年 2 月には、南海トラフ地震の今後 30 年間に発生する確率が「70%程度」から「70～80%」に引き上げられるなど、一段と災害の切迫度が増しています。

また、豪雨等により多発する浸水被害への対応を図るため、2015 年に水防法が改正され、想定し得る最大規模の洪水、内水、高潮へのソフト対策が求められることとなりました。その後も、平成 29 年 7 月九州北部豪雨や平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）等の豪雨災害が全国で多発しています。

本市においては、これまでに「名古屋市震災対策実施計画」及び「名古屋市風水害対策実施計画」を策定し、優先的な取り組み事項として、市有建築物の耐震化や河川・ポンプ施設の整備を進めるとともに、食糧やトイレなど災害救助用備蓄物資の充実や津波から命を守るための津波避難ビルの指定の推進など様々な取り組みを進めてきたところです。

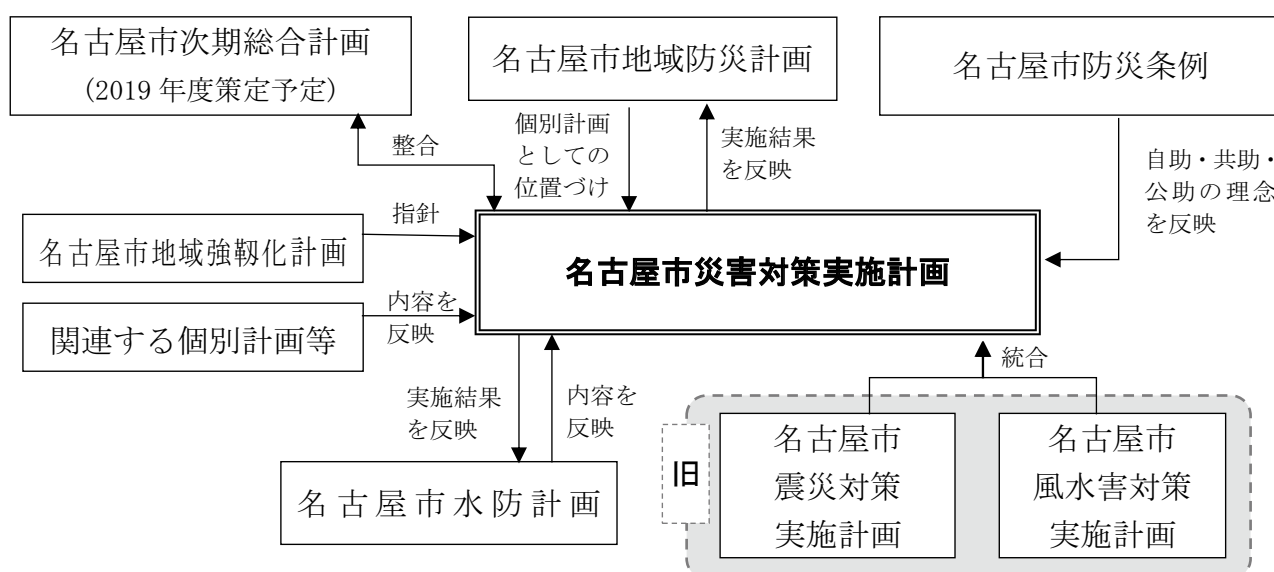
この度、現行計画の期間満了に伴い、社会情勢の変化、関係法令の改正、近年発生した災害により見えてきた課題など近年の潮流・課題を踏まえ、本市の災害対策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな実施計画を策定するものです。

1-2 計画の概要

(1) 位置づけ

本計画は、「名古屋市地域防災計画」の個別計画として位置づけるとともに、「名古屋市次期総合計画」とも整合を図っていきます。そのほか災害対策に関連する各局所管の個別計画等の内容を反映し、連携して対策を推進していきます。

《イメージ図》



《主な関連する個別計画等》

名称	内容	計画期間	所管局
名古屋市総合排水計画 (2018年度末改定)	河川、下水道等の治水施設整備による全市的な視点に立った総合的な排水計画	概ね30年間	緑政土木局、上下水道局
震災に強いまちづくり方針	震災に強い市街地を形成するための取り組み方針	—	住宅都市局
名古屋市建築物耐震改修促進計画	住宅・建築物の耐震化を計画的に促進するための計画	2016～2020年度	住宅都市局
みずプラン32	上下水道事業中期経営計画（上下水道施設の地震対策、緊急雨水整備事業を含む浸水対策など）	2016～2020年度	上下水道局

(3) 計画期間

本計画の計画期間は 2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

(4) 対象とする災害

本計画において対象とする災害は、地震、津波、洪水、内水氾濫、高潮、土砂災害、暴風とします。

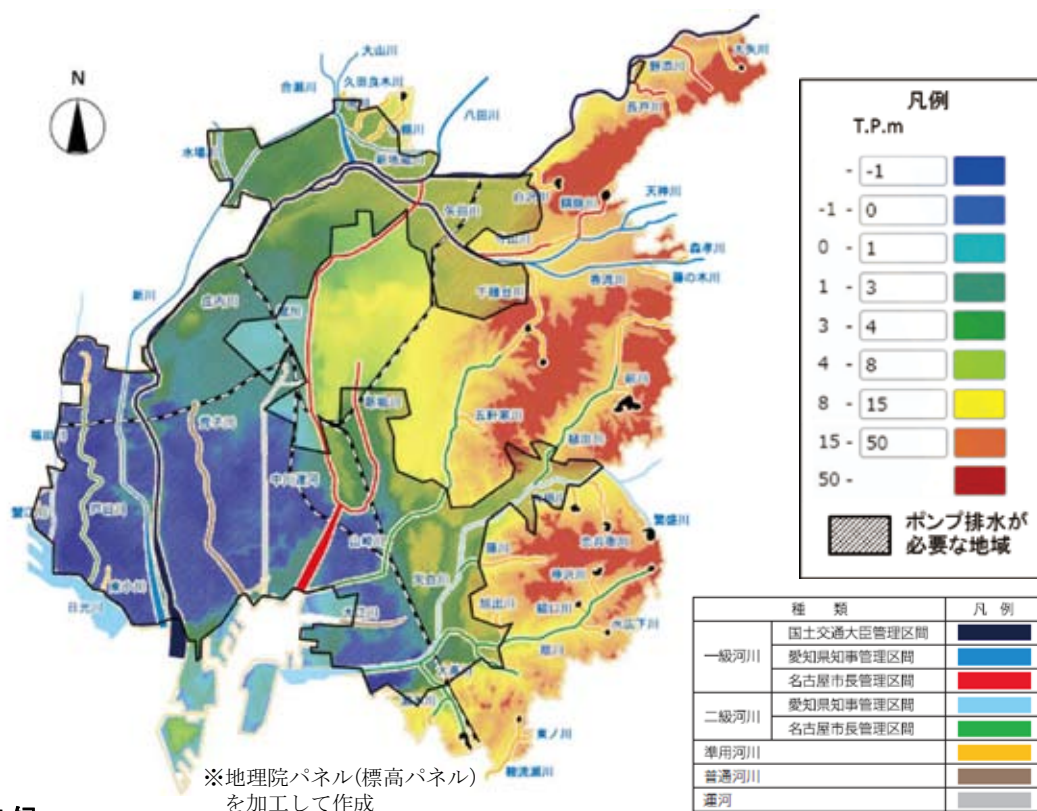
第2章 本市を取り巻く状況

2-1 現況

(1) 本市の地形

本市は濃尾平野の南東端にあり、丘陵地と沖積平野とが境を接する地域に位置しています。中心部の名古屋城から熱田神宮の一帯にかけては、標高 10～15m の熱田台地が広がり、その西側は主として庄内川の土砂によって形成された沖積平野が広がっています。南西部は、17 世紀中ごろから干拓によって新田開発が進められたゼロメートル地帯と、明治以降に埋め立てられた臨海工業地帯となっています。

低地では、雨水を河川等へ自然に流すことができないため、雨水ポンプ所を設けて強制的に排水しており、こうした地域が市域の約50%を占めています。



(2) 本市の気候

本市は、伊勢湾に面していますが、外洋から離れているため、黒潮の直接の影響をほとんど受けて、内陸性に近い気候となっています。

このため、冬季は夜間から明け方にかけての冷え込みが厳しく、最低気温は東京、大阪に比べてかなり低く、逆に夏は暑さが厳しく、最高気温が35度を超える猛暑日が、平年で11.5日もあります。

伊勢湾周辺は全国的にみて雨量の少ない地域で、名古屋の年間日照時間は他の大都市より長くなっています。しかし、冬季は比較的雲が多く、愛知県内でも三河平野に比べて晴天の日が少なくなっています。降水量は太平洋側型になっており、月降水量の変化からみると、梅雨期の6～7月と、台風や秋の長雨時期の9月に、降水量のピークがみられます。

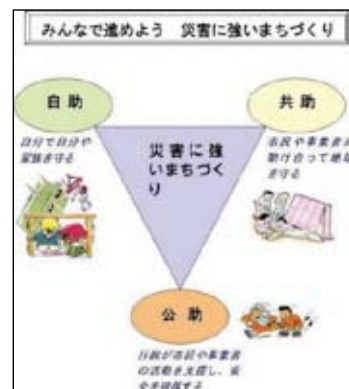
(3) これまでの本市の災害対策

年	主な災害	主な災害対策
1959 (S34)	伊勢湾台風	
1960 (S35)		名古屋市災害対策要綱の策定
1961 (S36)		災害対策基本法の制定 (国)
1963 (S38)		名古屋市地域防災計画の策定
1995 (H7)	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	
2000 (H12)	東海豪雨	
2002 (H14)		東海地震に係る防災対策強化地域に指定 (国)
2003 (H15)		東南海・南海地震防災対策推進地域に指定 (国)
2004 (H16)	平成 16 年新潟県中越地震	
2006 (H18)		名古屋市防災条例の制定
2007 (H19)	平成 19 年新潟県中越沖地震	
2008 (H20)	平成 20 年 8 月末豪雨 (名古屋市)	
2011 (H23)	平成 23 年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	名古屋市震災対策基本方針の策定
2013 (H25)		国土強靱化基本法の制定 (国)
2014 (H26)	平成 26 年 8 月豪雨 (広島市土砂災害)	南海トラフ地震防災対策推進地域に指定 (国) 名古屋市震災対策実施計画の策定
2015 (H27)	平成 27 年 9 月関東・東北豪雨	防災危機管理局を新たに設置
2016 (H28)	平成 28 年熊本地震 平成 28 年台風第 10 号 (北海道・東北豪雨)	名古屋市地域強靱化計画の策定 名古屋市風水害対策実施計画の策定 名古屋市震災対策実施計画の改定
2017 (H29)	平成 29 年 7 月九州北部豪雨	
2018 (H30)	大阪府北部の地震 平成 30 年 7 月豪雨 (西日本豪雨) 北海道胆振東部地震	

ア 名古屋市防災条例の制定

名古屋市防災条例は、行政の防災対策だけではなく、市民や事業者、行政が手を携えて、災害に強いまち、誇りと愛着を持ち続けることのできるまち「名古屋」を作っていくため、2006年10月に制定されました。

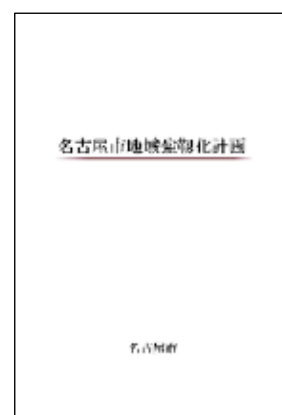
大規模災害による被害を減らすためには、自分で自分や家族を守るという「自助」、市民や事業者が助け合って地域を守るという「共助」、行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保するという「公助」の理念が念頭に置かれています。



イ 名古屋市地域強靱化計画の策定

2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、大規模自然災害に備えた強靱な国づくりに向けて、「国土強靱化基本計画」が策定されました。

これを踏まえ、国や愛知県、民間事業者などの関係者との連携のもと、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針として、2016年3月に策定しました。



ウ 名古屋市震災対策実施計画の策定

南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震災害による被害を軽減するため、本市が2014年度から2018年度までの5年間で実施すべき対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2014年10月に策定（2016年改定）しました。



エ 名古屋市風水害対策実施計画の策定

名古屋市地域強靱化計画を踏まえ、風水害による被害を軽減するため、本市が2016年度から2018年度までの3年間で実施すべき対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2016年10月に策定しました。



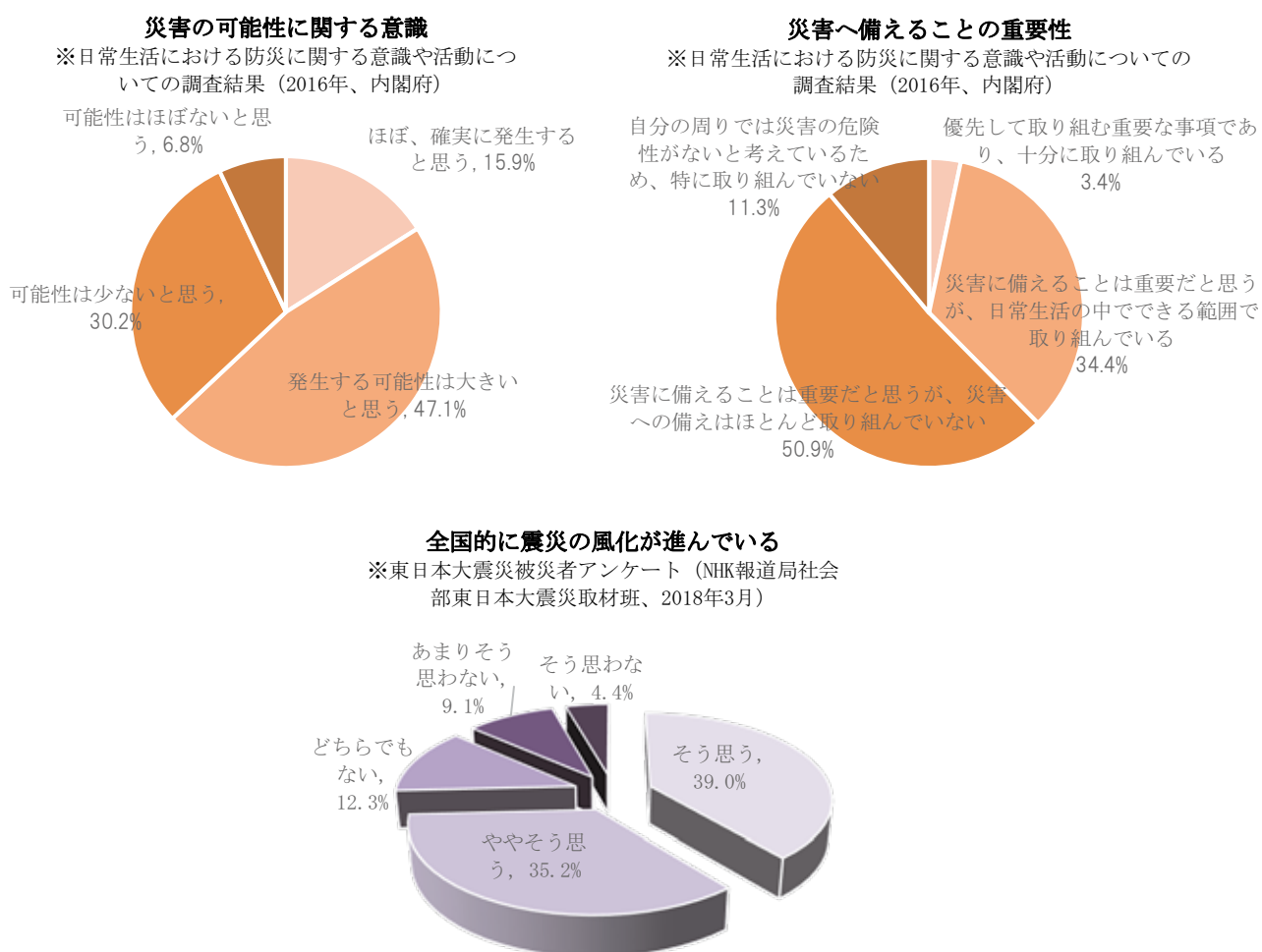
2-2 近年の潮流・課題

(1) 防災意識の変化

ア 災害記憶の風化

内閣府の調査によると、「今、あなたが住んでいる地域に、将来（今後 30 年程度）大地震、大水害などの大災害が発生すると思いますか。」という質問に対し、「ほぼ、確実に発生すると思う」「発生する可能性は大きいと思う」と回答した割合が6割を超えています。

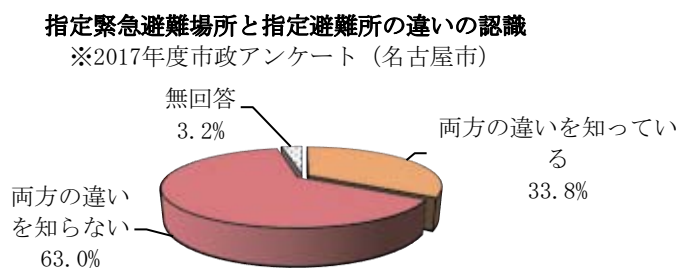
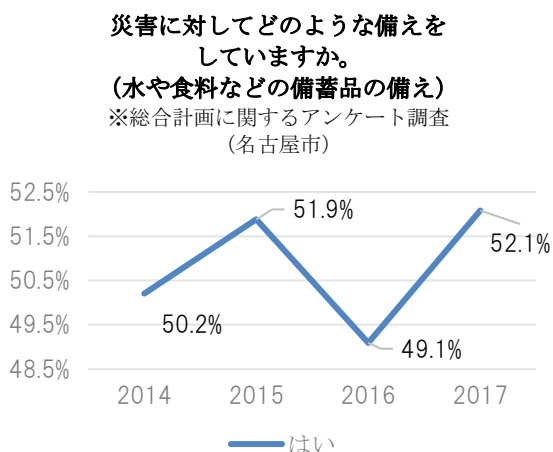
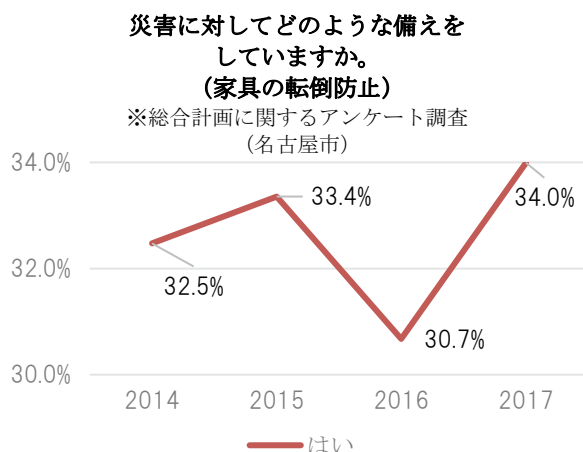
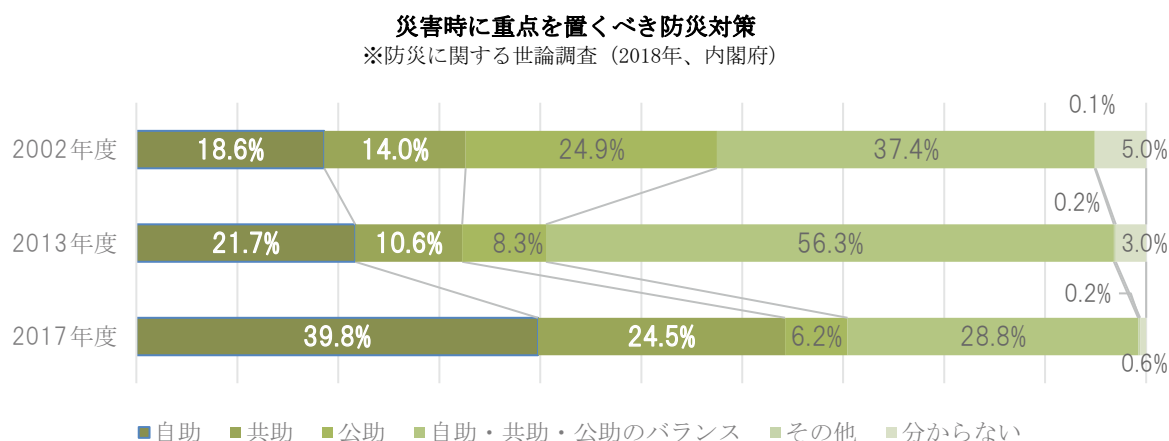
一方で、災害へ備えることの重要性として、「あなたの日常生活において、災害への備えは、どのくらい重要なことですか」という問いに対し、「十分に取り組んでいる」「日常生活の中でできる範囲で取り組んでいる」と回答した割合が4割を下回っています。また、東日本大震災で被災した方々へのアンケートによれば、震災の風化に関して、「そう思う」「ややそう思う」の割合が7割以上を占めています。南海トラフで発生する地震の今後 30 年以内の発生確率が「70%程度」から「70～80%」に高まるなど、大規模災害の発生が予想されるなか、災害記憶の風化等による防災意識の低下が懸念されます。



イ 自助の停滞

内閣府の調査によると、重点を置くべきだと考えている防災対策に関して、「自助」「共助」と回答した割合が6割を超えています。

一方で、市民の家具固定率に関しては2014年から2017年の4年間で30%程度で推移し、家庭内備蓄率は50%程度で推移しています。また、指定緊急避難場所と指定避難所の違いを認識している市民の割合については、2017年時点で33.8%にとどまっています。



ナゴヤ避難ガイド
(2017年3月配布)

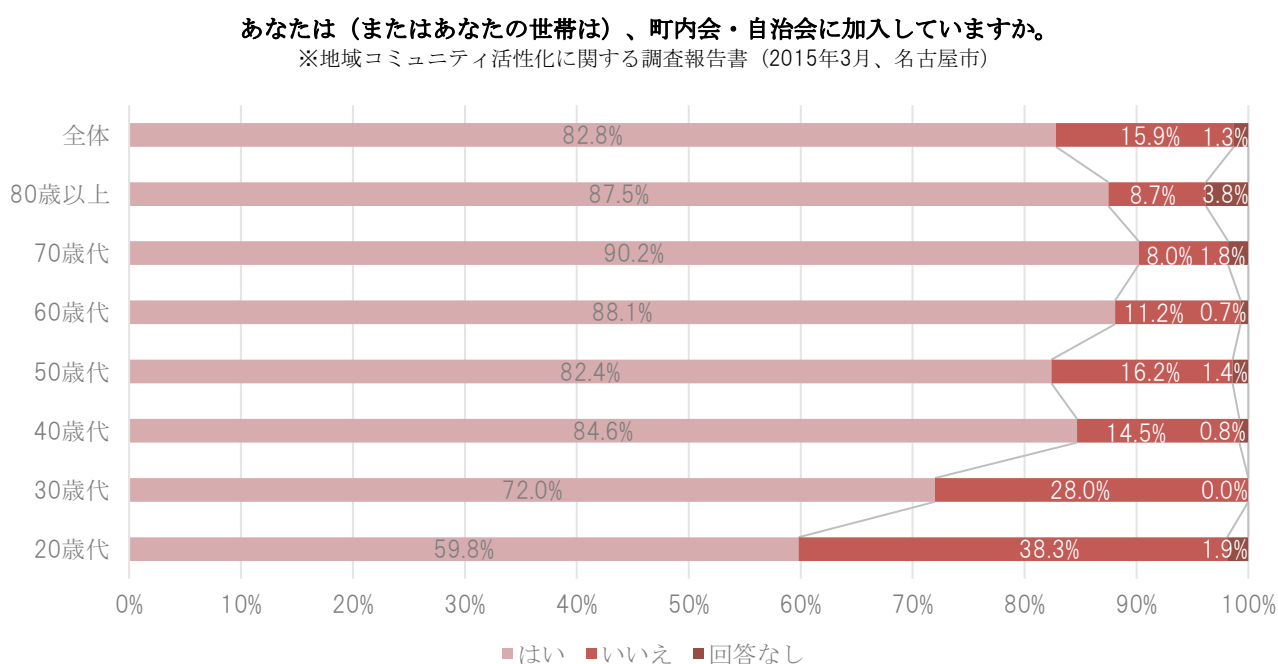
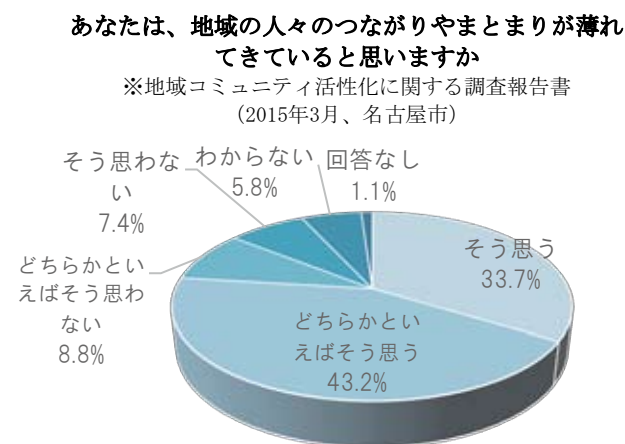
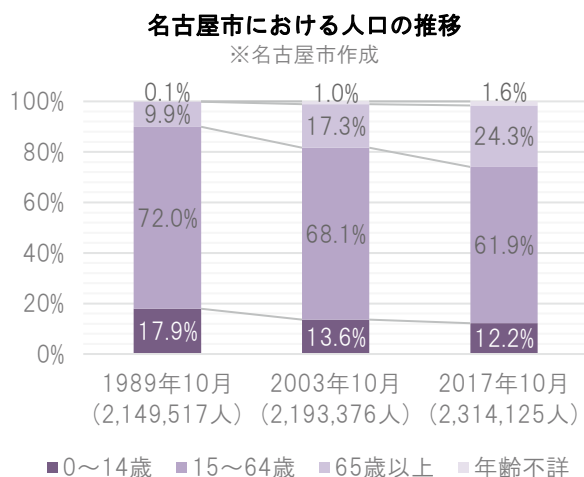
(2) 社会情勢の変化

ア 少子高齢化・地域コミュニティ希薄化による共助の停滞

1989年（平成元年）以降の本市の人口比率をみると、0～14歳の比率は17.9%から12.2%へと低下するとともに、65歳以上の比率は9.9%から24.3%と増加しており、少子高齢化が着実に進行しています。

また、地域コミュニティ活性化に関する調査報告書（2015年3月、名古屋市）によれば、地域の人々のつながりやまとまりが薄れてきていると感じている人の割合は76.9%となっています。さらに、町内会・自治会への加入割合は依然として8割以上となっているものの、20代の加入率は59.8%、30代の加入率は72.0%となっており、若年層を中心に地域とのつながりが薄れてきていることが分かります。

近年、要配慮者が増加していることなどから、地域での助け合いがより一層必要となってきましたが、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化に伴い、地域活動の担い手不足が進み、災害時に地域での助け合いが機能しないことが懸念されます。



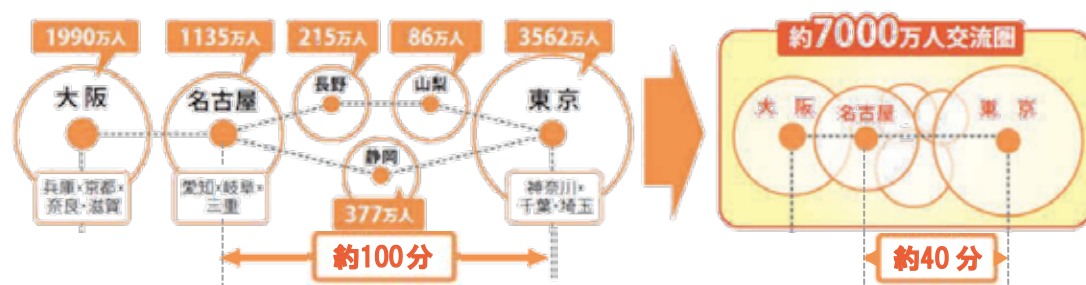
イ リニア中央新幹線開業・交流人口の増加

2027 年に一部開業を予定しているリニア中央新幹線により、東京から名古屋への移動時間が現在の約 100 分から約 40 分に大幅に短縮されます。

その後、早ければ 2037 年には東京から大阪までの全線開業の可能性があり、東京・名古屋・大阪の三大都市圏が約 1 時間で結ばれ、1 つの巨大な都市圏となるスーパー・メガリージョンが誕生し、約 7,000 万人の世界最大の交流圏が生まれることとなります。

これに伴い、名古屋駅を中心に交流人口の増加が見込まれ、ターミナル駅となる名古屋駅周辺をはじめとした主要駅において防災対策の推進を図ることが求められています。

＜リニア中央新幹線開業による交流圏の変化＞



※名古屋市作成

ウ 情報の高度化

総務省の調査によれば、スマートフォンの個人保有率は 2016 年時点で 56.8% となっており、とりわけ 20 代と 30 代は 9 割を超えるなど、若年層を中心に急速にスマートフォンが普及しています。また、2016 年に発生した熊本地震においては、スマートフォンを利用した情報収集等の比率が 7 割を超えており、テレビに匹敵する情報収集・伝達手段となったことが分かります。

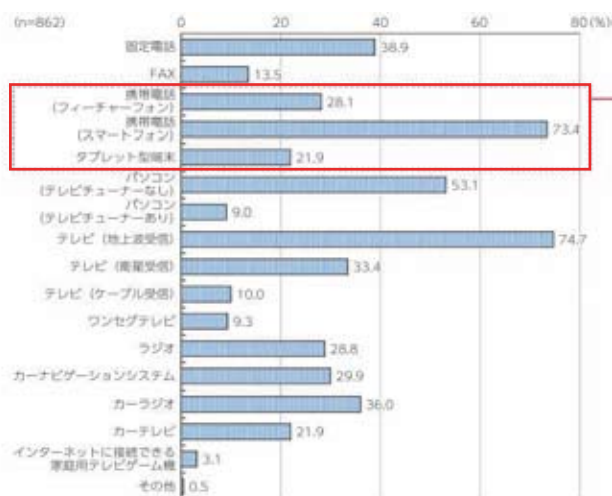
さらに、近年では、あらゆるモノがインターネットにつながる IoT の普及、ビッグデータの活用、AI 技術の発展など、ICT 技術は日進月歩で進化しており、防災分野においても ICT 技術の活用は欠かせないものとなってきています。

＜スマートフォン個人保有率の推移＞



※通信利用動向調査（2016 年、総務省）

＜熊本地震における ICT 機器の利用状況＞



※熊本地震における ICT 利活用状況に関する調査結果（2016 年、総務省）

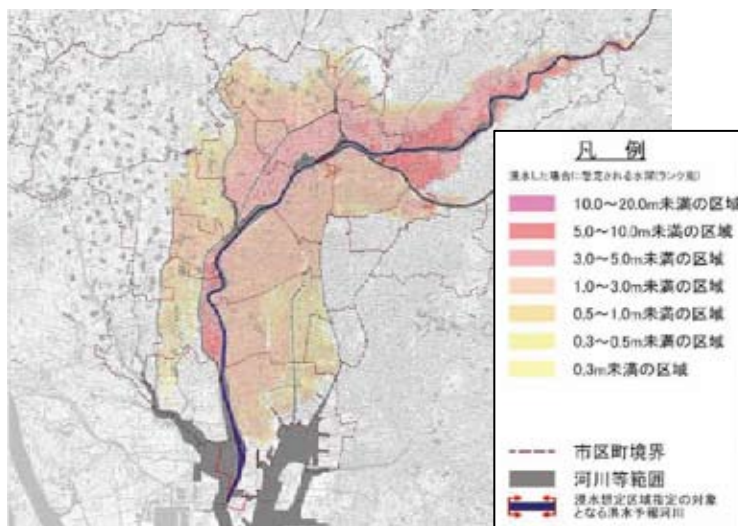
(3) 法令改正等

ア 水防法改正への対応

観測史上最大級の豪雨等により多発する浸水被害への対応を図るため、2015年5月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の洪水、内水、高潮へのソフト対策が求められることとなりました。これに伴い、2016年12月には庄内川・矢田川、2018年3月には新川などの浸水想定が公表されています。

また、2016年8月の北海道・東北豪雨において、社会福祉施設の入所者が逃げ遅れにより犠牲となったことを受けて、2017年5月に水防法が改正され、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。

治水施設整備のみでは対応が難しい想定最大規模の豪雨等に対しては、事前の避難行動を促進するソフト対策が重要となっています。

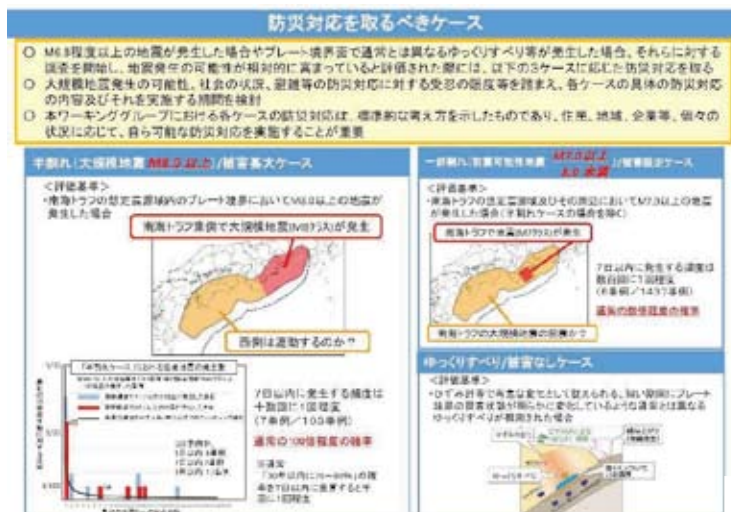


庄内川・矢田川 洪水浸水想定区域（想定し得る最大規模）
(2016年、国土交通省中部地方整備局)

イ 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく新たな防災対応

2017年9月、中央防災会議防災対策実行会議のワーキンググループにおいて報告書が取りまとめられ、現在の科学的知見では、南海トラフ沿いの地震の発生場所や時期・規模を高い確度で予測することはできないとの報告がされました。これを踏まえ、気象庁は南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、南海トラフ沿いに異常な現象が観測された場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとしました。

そして、2018年12月、南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について報告書が取りまとめられました。今後、国から示されるガイドラインをもとに、地方公共団体や企業などは、具体的な防災対応の検討をすすめることが必要となります。



※南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）
(2018年、南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ)

(4) 近年の災害からの教訓

ア 熊本地震

(ア) 防災拠点の機能不全等による防災活動体制の混乱

2 度にわたり震度 7 の揺れを観測した熊本地震では、熊本県内の 5 市町（八代市、人吉市、宇土市、大津町、益城町）の庁舎が被災し、公民館や体育館等に防災拠点機能を移転するなど、本部機能に大きな混乱が生じました。また、指定避難所運営や被災者対応に多くの人員が割かれ、初動対応に支障をきたすなど、防災拠点機能や防災活動体制の確保の重要性が浮き彫りとなりました。



(イ) 物資の滞留

政府のプッシュ型支援による大量の救援物資を始め、様々な方面からの物的支援が実施されました。しかしながら、物資集配に必要な資機材の不足、ノウハウの不足等により、物資集配拠点が機能不全に陥り、その結果、救援物資が滞留し指定避難所等への輸送に遅れが生じました。



(ウ) 指定避難所等の混乱

熊本地震では、避難者が大量に発生し、最大で熊本県人口の約 1 割にあたる約 18 万人の避難所避難者が発生しました。また、避難所の収容能力を超える避難者が発生したことなどにより、車中泊で生活する者が多数発生し、車中泊の長期化によるエコノミークラス症候群の患者が発生しました。



(エ) リ災証明交付の遅れ

災害対応に多くの職員が割かれたことに加え、他の自治体からの応援職員の受け入れ体制も整備されていなかったことなどから、リ災証明書の交付に時間を要し、早期生活再建に必要な支援措置に遅れが生じました。



イ 大阪府北部の地震

大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の崩落などが要因で6名の死者が発生したほか、全壊18棟、半壊517棟、一部損壊57,787棟の住家被害が発生しました。（2018年11月6日現在）

ブロック塀については、1978年の宮城県沖地震を受けて、建築基準法施行令が改正されましたが、不遑及の原則から今なお法令の基準に合わないブロック塀が残っており、その対策の重要性が改めて浮き彫りとなりました。また、大都市に多い中高層の集合住宅では、居住空間が狭いことに加えて揺れが増幅しやすいことから、地方に比べ家具の転倒の危険度が高く、都市型地震災害における家具の転倒防止対策の重要性も改めて浮き彫りとなりました。

ウ 集中豪雨の多発

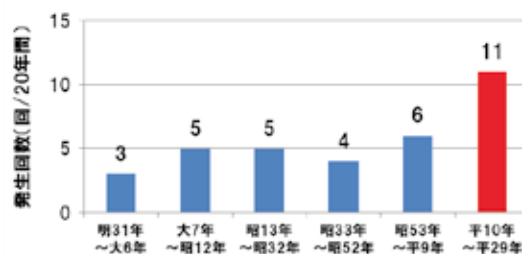
近年、全国的に集中豪雨が多発しており、平成30年7月豪雨を始め、観測史上最大級の豪雨により、各地で甚大な被害が発生しています。本市においても、1時間50mmを超える集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、1時間100mmを超える豪雨も度々発生しています。

このような現在の想定をはるかに超える豪雨に対して、治水施設整備のみで対応することは難しい状況です。

＜近年の主な豪雨災害＞

平成23年7月新潟・福島豪雨
 平成24年7月九州北部豪雨
 平成26年8月豪雨（広島市土砂災害）
 平成27年9月関東・東北豪雨
 平成28年8月北海道・東北豪雨
 平成29年7月九州北部豪雨
 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

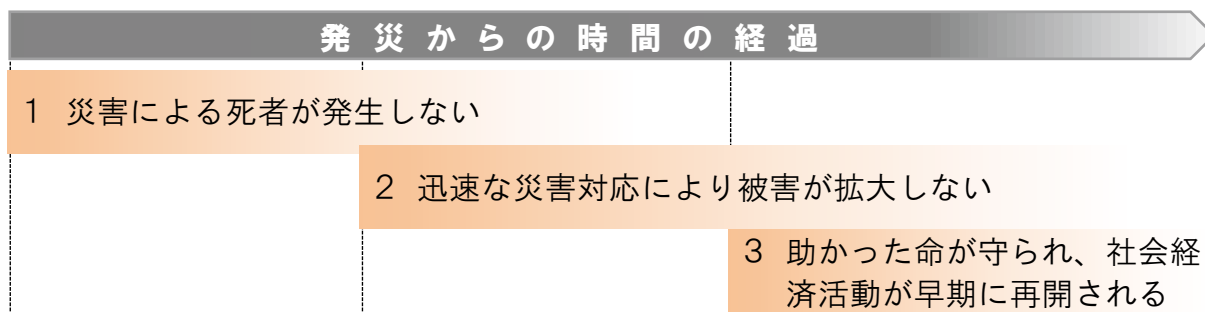
＜1時間50mmを超える降雨の状況＞



※名古屋地方気象台観測値より名古屋市作成

第 3 章 計画策定における基本的な考え方

3-1 めざす姿



めざす姿1 災害による死者が発生しない

過去に発生した最大規模の地震や、河川整備基本方針規模の降雨による洪水などの災害に対しては、ハード・ソフト両面からの対策を推進します。また、想定し得る最大規模の災害に対しては、ハードでの対策では限界があることから、適切な避難行動による「命を守る」ための対策を推進することで、「災害による死者が発生しない」ことをめざします。

区分	ハード・ソフト両面から 対策を推進する災害規模	適切な避難行動による「命を守る」 ための対策を推進する災害規模
地震・ 津波	過去の地震を考慮した最大規模 (発生頻度は概ね100～200年に1度)	あらゆる可能性を考慮した最大規模 (発生頻度は1,000年に1度程度)
洪水	河川整備基本方針規模 (河川ごとに設定。庄内川は概ね 200年に1度発生する降雨を対象)	想定最大規模 (発生頻度は1,000年に1度程度)
内水 氾濫	東海豪雨に相当する規模 (1時間約100mmの降雨)	想定最大規模 (発生頻度は1,000年に1度程度)
高潮	伊勢湾台風規模	想定最大規模(県が今後公表予定)

※土砂災害・暴風については、特定の規模を想定せず必要な対策を実施

めざす姿2 迅速な災害対応により被害が拡大しない

大規模災害が発生すると、地震の場合は揺れ・火災・津波等により、風水害の場合は洪水、内水氾濫、高潮等により、多数の死傷者や家屋被害の発生が想定されます。このような状況下でも、防災拠点の機能確保、災害情報の迅速な把握、消火・救助体制の確保、医療機能の確保等により、「迅速な災害対応により被害が拡大しない」ことをめざします。

めざす姿3 助かった命が守られ、社会経済活動が早期に再開される

食糧・飲料水等の確保、良好な生活環境の確保等により避難者の健康被害や関連死を防ぐとともに、速やかな住まいの確保や企業の早期回復等を実現することで、「助かった命が守られ、社会経済活動が早期に再開される」ことをめざします。

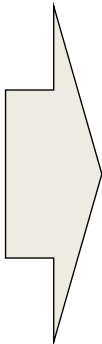
3-2 中長期的な視点に立った今後の取り組み

※「現在の状況」は2018年度末見込みの取り組み状況を、「本市が行う今後の取り組み」は中長期的な視点に立った取り組みを記載

※「☆」は近年の潮流・課題を踏まえたものを示す

(1) めざす姿1：災害による死者が発生しない

【行政及び市民・事業者等の主な役割】

死者が発生する要因			行政の主な役割	市民・事業者等の 主な役割
地震	風水害			
建物の 倒壊等	—		公共施設において 市民の安全を確保する	住宅等において 自らの安全を確保する
津波浸水	洪水・内水・ 高潮浸水		浸水被害を 防止・軽減する	浸水被害の 防止・軽減に寄与する
土砂崩れ			土砂災害を防止する	—
逃げ遅れ（共通）			避難場所等を確保する とともに、迅速に情報 を収集し、伝達する	災害リスクや 避難場所等を把握し、 迅速に避難する

【現在・今後の主な取り組み】

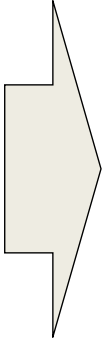
行政の主な役割

現在の状況	本市が行う今後の取り組み
公共施設において市民の安全を確保する	
- 市有建築物の耐震化率 98.7%に到達 (2017年度) - 全ての市立小中学校において天井等落下防止対策を実施【完了】	- 市有施設の耐震化を推進 - 市有施設において利用者への安全対策を推進
浸水被害を防止・軽減する	
- 緊急雨水整備事業の整備率 92%に到達 - 河川堤防の耐震対策を実施 - 河川の整備を実施 - 名古屋港の高潮防波堤を改良【完了】 - なごや集約連携型まちづくりプランに基づき、災害リスクを周知 - 市有施設において貯留浸透施設を設置	- 緊急雨水整備事業を含む浸水対策を推進 - 河川堤防の耐震対策を推進 - 河川の整備を推進 - 名古屋港の防潮壁の改良等を促進 - 災害リスクを考慮した居住や都市機能の誘導等を推進 ☆市有施設における雨水流出抑制を推進

土砂災害を防止する	
・公園内のがけ崩れ危険箇所対策を実施	・公園内のがけ崩れ危険箇所対策を推進
避難場所等を確保するとともに、迅速に情報を収集し、伝達する	
・想定し得る最大規模の高潮・洪水に対する避難行動を検討 ・市有施設において道路境界にあるコンクリートブロック塀の建築基準不適合状態を解消【完了】 ・津波避難者を収容する津波避難施設を確保 ・避難地として計画された公園を整備 ・同報無線の更新・増設、「きずなネット」等の情報伝達手段を拡充 ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の対応を検討	☆想定し得る最大規模の高潮・洪水に対する避難行動指針を策定 ☆倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去等により、市有施設において安全な避難路を確保 ☆確実かつ迅速な避難実施に向けた避難施設の指定を推進 ・避難地として計画された公園の整備を推進 ☆全ての市民に必要な情報を確実に伝達できる体制を構築 ☆南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応体制を構築
市民・事業者等の主な役割	
現在の状況	本市が行う今後の取り組み
住宅等において自らの安全を確保する	
・住宅の耐震化率 89%に到達（2015 年度） ・家具等の固定率 30%程度で推移（2017 年度） ・家庭等における火災対策を実施	☆耐震化率向上に向け、各種助成等を実施 ☆家具等の固定率向上に向け、支援を実施 ☆家庭等における火災対策を推進
浸水被害の防止・軽減に寄与する	
・貯留浸透施設を設置 ・雨水ます等の清掃を実施	・雨水流出抑制を推進 ・雨水ます等の清掃実施の啓発を推進
災害リスクや避難場所等を把握し、迅速に避難する	
・指定緊急避難場所と指定避難所の違いの認識率は 33.8%（2017 年度） ・84 学区において地域避難行動計画を策定（2017 年度） ・地域防災計画（2018 年 6 月現在）に位置づけた要配慮者利用施設のうち、避難確保計画策定率は 50% ・民間ブロック塀等の撤去助成を実施 ・木造住宅密集地域の減災に向け、老朽木造住宅の除却助成等を実施	☆地区防災カルテを活用して地域特性や災害リスク等を把握する中で、地域避難行動計画の策定を支援 ☆要配慮者利用施設等の避難確保計画等の策定を支援 ☆倒壊の恐れのある民間ブロック塀等の撤去等を促進 ・老朽木造住宅の除却等の促進により木造住宅密集地域の減災対策を推進

(2) めざす姿2：迅速な災害対応により被害が拡大しない

【行政及び市民・事業者等の主な役割】

被害が拡大する要因		行政の主な役割	市民・事業者等の主な役割
交通網の遮断		輸送ルートを確認する	—
帰宅困難者の発生		帰宅困難者の支援体制を確保する	一斉帰宅の抑制など適切な行動をとる
防災拠点の機能不全		防災拠点機能を確保する	—
消火・救助活動の遅れ、火災の延焼		消火・救助体制を確保するとともに、火災の延焼を防止する	相互に連携し、初期消火を行う
医療活動の遅れ		災害拠点病院等の医療機能を確保する	—

【現在・今後の主な取り組み】

行政の主な役割

現在の状況	本市が行う今後の取り組み
輸送ルートを確認する	
・橋りょうの耐震化及び緊急輸送道路の整備を実施 ・緊急輸送道路の電線類の地中化を実施 ・名古屋市道路啓開計画を策定【完了】	・橋りょうの耐震化及び緊急輸送道路の整備を推進 ・緊急輸送道路の電線類の地中化を推進 ・名古屋市道路啓開計画等の実効性を確保するため、関係機関との合同訓練を実施
帰宅困難者の支援体制を確保する	
・名古屋駅周辺地区で、都市再生安全確保計画を作成し、運用 ・名古屋駅周辺地区で、食糧・飲料水等を備蓄【完了】 ・名古屋駅周辺8地区で帰宅困難者収容施設等を導入	☆市内の主要駅の対策を実施

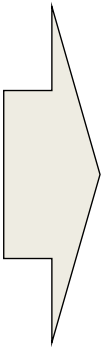
防災拠点機能を確保する	
・市有建築物のうち、防災拠点施設の耐震化を実施 ・市役所、14 区役所、16 消防署で 72 時間分の非常用電源設備を整備 ・全職員の 3 日分の備蓄を確保【完了】 ・大規模災害時広域受援計画を策定【完了】	☆名古屋駅周辺地区の危機管理体制を充実強化 ・市有建築物のうち、防災拠点施設の耐震化を推進 ・防災拠点における 72 時間分の非常用電源設備を整備 ☆災害対策本部の移転拡張や、体制の見直し等により災害対応体制を拡充 ☆ICT 技術を活用した迅速な情報収集体制を確立
消火・救助体制を確保するとともに、火災の延焼を防止する	
・耐震性防火水槽の設置及び既存防火水槽の耐震補強を 100%整備【完了】 ・消防団装備の充実として、デジタル無線機等を整備 ・消防署・出張所のリニューアル改修を実施 ・総合防災情報システムの充実に向け、消防救急無線のデジタル化等を実施 ・東郊線地区等において都市防災不燃化促進事業を実施	☆大規模災害時の消防水利の取水・送水体制を確立 ・老朽化した消防署・出張所を順次リニューアル改修し、災害時の機能を確保 ☆消防団装備・施設の充実等により、迅速な消火・救助体制を確立 ・総合防災情報システムを機能維持できるよう、定期的な維持・更新を実施
災害拠点病院等の医療機能を確保する	
・災害時における傷病者の受け入れができるよう災害対応訓練を実施 ・災害派遣医療チーム（DMAT）を配置 ・医薬品の供給体制の確保のため、名古屋市薬剤師会と医薬品備蓄委託契約を締結【完了】	・災害対応備品・設備の維持・更新及び訓練内容を充実 ・引き続き災害派遣医療チーム（DMAT）の増強を図り、医療チーム派遣機能を確保 ☆市立中学校に設置される医療救護所を充実

市民・事業者等の主な役割

現在の状況	本市が行う今後の取り組み
一斉帰宅の抑制など適切な行動をとる	
・一斉帰宅抑制を実施	・市民や事業者に対する一斉帰宅抑制を周知徹底
相互に連携し、初期消火を行う	
・木造住宅密集地域において自主防災組織の初期消火資機材を試行的に整備 ・地域と事業所との支援協力に関する覚書を 1,614 件締結（2017年度）	☆木造住宅密集地域の自主防災組織の実情に応じて初期消火資機材を整備し、初期消火体制を強化 ・地域と事業所との支援協力体制の充実により、事業所と連携した資機材等の提供体制を確立

(3) めざす姿3：助かった命が守られ、社会経済活動が早期に再開される

【行政及び市民・事業者等の主な役割】

災害関連死、社会経済活動の長期停止が発生する要因		行政の主な役割	市民・事業者等の主な役割
ライフラインの寸断		ライフラインを確保する	—
食糧等の不足		備蓄や調達により食糧等を確保する	食糧・飲料水を備蓄する
指定避難所の機能不全		良好な避難生活環境を確保する	助け合いにより、良好な避難生活を送る
災害廃棄物の発生		災害廃棄物を処理する	—
企業等の被災		—	事業を早期に再開する
住まいの確保の遅れ		速やかに住まいを確保する	—

【現在・今後の主な取り組み】

行政の主な役割

現在の状況	本市が行う今後の取り組み
ライフラインを確保する	
・上下水道施設の耐震化等を実施	・計画的な改築・更新にあわせ、上下水道施設の耐震化を推進
備蓄や調達により食糧等を確保する	
・食糧及び毛布等を備蓄 ・緊急物資集配拠点マニュアルを策定 ・大規模小売業者等との協定締結を実施	・3日分の災害救助用備蓄物資を確保 ☆民間事業者との協定等により、物資集配・輸送体制を強化
良好な避難生活環境を確保する	
・市立小中学校 6校の埋設給排水管を改修し、給排水機能を確保 ・区本部機能強化に向けた体制の見直しを実施 ・118箇所の福祉避難所指定を実施(2017年度) ・災害用トイレを備蓄 ・全ての市立小中学校に投光器・発電機を整備【完了】	☆市立小中学校の給排水機能の確保を推進 ☆区本部運営体制や避難所運営支援体制を確保 ☆福祉避難所開設運営訓練を実施 ☆指定避難所における良好な生活環境を確保 ・避難所外避難者の早期把握及び支援を実施

災害廃棄物を処理する	
・災害廃棄物処理計画を策定【完了】 ・オープンスペース利用計画を策定【完了】	・災害廃棄物処理に関する教育訓練等を実施 ・県や周辺市町村との連携により、相互協力体制を構築

速やかに住まいを確保する	
・応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳を整備 ・被災建築物応急危険度判定士の登録者数は2,626人（2017年度）	☆応急仮設住宅の配置計画図等を更新するとともに、借上仮設住宅の円滑な確保に向けて県と連携することにより、速やかに仮設住宅を提供 ・被災建築物応急危険度判定体制の強化 ☆家屋被害調査の迅速な実施等により、被災証明の早期発行に向けた体制を確保

市民・事業者等の主な役割

現在の状況	本市が行う今後の取り組み
食糧・飲料水を備蓄する	
・家庭内備蓄率は50%程度を推移（2017年度）	☆家庭内備蓄率の向上を促進するため、更新に伴う備蓄物資を活用し、イベントや訓練等において効果的な啓発を実施
助け合いにより、良好な避難生活を送る	
・全ての学区において指定避難所開設・運営訓練を実施（2017年度） ・災害ボランティアセンターにおける資機材の充実等を実施	☆地区防災カルテを活用して地域特性や地域の防災力等を把握し、訓練の中身（内容、理解度等）の充実を実施 ☆NPOやボランティアとの連携体制の充実を実施 ☆在宅避難に係る啓発等を実施 ・避難所生活での感染症や生活不活発病等の予防に係る啓発を実施
事業を早期に再開する	
・中小企業の事業継続計画の策定率は17.3%（2017年度）	・中小企業の事業継続計画策定率向上に向け、専門家派遣等を実施

3-3 取り組み方針

めざす姿を実現するため、従前の計画である「名古屋市震災対策実施計画」及び「名古屋市風水害対策実施計画」における方針を踏まえ、本計画では以下の4つの取り組み方針のもと災害対策を推進します。

方針1 地域防災力の向上 【市民・事業者等への支援】

想定し得る最大規模の災害が発生した場合などには、行政による対応には限界が生じ、市民や事業者等の役割が大変重要になります。そのため、自宅の耐震対策や生活物資等の家庭内備蓄の実施、災害リスクや避難場所等の把握、避難行動計画の作成など、市民や事業者等の連携による「地域防災力の向上」を図る施策を推進します。

方針2 災害対応力の向上 【行政の体制強化】

災害時に市民の命を守り、その後の被害拡大を防ぎ、さらに社会活動を早期に再開させるためには、行政の迅速かつ的確な対応が求められます。そのため、防災拠点の機能強化、受援体制の確立、物資等供給体制の充実、良好な生活環境の確保など「災害対応力の向上」を図る施策を推進します。

方針3 災害に強い都市基盤の整備 【行政による都市機能の確保】

災害時にも一定の都市機能を確保できるよう整備することが、防災・減災の基本となります。そのため、河川整備、橋りょうの耐震化及び災害時における上下水道施設をはじめとしたライフラインの確保など「災害に強い都市基盤の整備」を図る施策を推進します。

方針4 防災意識の向上 【市民・事業者・職員等への継続的な啓発及び訓練】

大規模災害による被害を軽減させるためには、地域の災害特性に応じた適切な避難行動を取るなど、必要な防災の知識を身に付けるとともに、平時からの備えや心構えが大切になります。そのため、防災意識を向上させるためのツールの作成、小中学校での防災教育、訓練・研修の実施など継続的な「防災意識の向上」を図る施策を推進します。

3-4 施策の体系

市民・事業者等の役割については「方針1 地域防災力の向上」に基づいて、行政の役割については「方針2 災害対応力の向上」及び「方針3 災害に強い都市基盤の整備」に基づいて、それぞれ施策を総合的に展開します。

また、めざす姿を実現する上で基礎となる防災意識については「方針4 防災意識の向上」に基づいて様々な施策を展開します。

【体系表】

	めざす姿1 災害による死者が 発生しない	めざす姿2 迅速な災害対応により 被害が拡大しない	めざす姿3 助かった命が守られ、社会経 済活動が早期に再開される
方針1 地域防災力の向上	1-1 市民・事業者等の「命を守る」防災力の向上 ・住宅等において自らの安全を確保する（民、事） ・浸水被害の防止・軽減に寄与する（民、事） ・災害リスクや避難場所等を把握し、迅速に避難する（民、事）	1-2 地域の災害対応体制の強化 ・相互に連携し、初期消火を行う（民、事） ・一斉帰宅の抑制など適正な行動をとる（民、事）	1-3 地域の生活再建力の向上 ・食糧・飲料水を備蓄する（民、事） ・助け合いにより、良好な避難生活を送る（民） ・事業を早期に再開する（事）
方針2 災害対応力の向上	2-1 「命を守る」避難対策の強化 ・避難場所等を確保するとともに、迅速に情報を収集し、伝達する	2-2 災害対応体制の強化 ・帰宅困難者の支援体制を確保する ・防災拠点機能を確保する ・消火・救助体制を確保するとともに、火災の延焼を防止する ・災害拠点病院等の医療機能を確保する	2-3 避難生活・生活再建支援体制の強化 ・備蓄や調達により食糧等を確保する ・良好な避難生活環境を確保する ・災害廃棄物を処理する ・速やかに住まいを確保する
方針3 災害に強い都市基盤の整備	3-1 「命を守る」都市基盤の整備 ・公共施設において市民の安全を確保する ・浸水被害を防止・軽減する ・土砂災害を防止する	3-2 迅速な災害対応・被害の拡大防止を支える都市基盤の整備 ・輸送ルートを確保する	3-3 避難生活・生活再建を支える都市基盤の整備 ・ライフラインを確保する
方針4	防災意識の向上	・防災意識向上に係る普及啓発・教育 ・防災意識向上に係る訓練・研修	

※表中の「民」は市民を、「事」は事業者等を示す。

3-5 進行管理

取り組みの推進状況を把握するため、方針ごとに現状と目標を定めた計画目標を設定し、毎年度その実施状況を把握し、「名古屋市危機管理対策本部会議」において進捗状況の報告と評価を行った上で、公表します。

なお、新たな課題の発生等により、当初の計画どおりの進捗が見られない取り組みが出てきた場合についても、「名古屋市危機管理対策本部会議」において検証し、フォローアップを行います。

また、災害対策に関する法令の改正及び国等において方針が変更された場合や新たに実施すべき事業が生じた場合など計画の見直しが必要となった場合は、「名古屋市危機管理対策本部会議」において適宜見直しを行います。

第4章 具体的な取り組み

※所管局については、以下の略称で記載

局名	略称
会計室	会計
防災危機管理局	防災
市長室	市長
総務局	総務
財政局	財政
市民経済局	市経
観光文化交流局	観文
環境局	環境
健康福祉局	健福

局名	略称
子ども青少年局	子青
住宅都市局	住都
緑政土木局	緑土
教育委員会	教育
消防局	消防
上下水道局	上下
交通局	交通
病院局	病院
区役所	区

方針1：地域防災力の向上

指 標	現状 (2018 年度末)	目標 (2023 年度)
名古屋市建築物耐震改修促進計画における住宅の耐震化率	89% (2015)	95% (2020)
民間木造住宅の無料耐震診断件数	4,284 件／期間	6,000 件／期間
民間非木造住宅の耐震診断助成戸数	3,798 戸／期間	4,000 戸／期間
民間住宅の耐震改修助成戸数	1,346 戸／期間	2,000 戸／期間
多数の者が利用する建築物の耐震診断助成件数	42 件／期間	75 件／期間
要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修助成件数	6 件／期間	5 件／期間
要安全確認計画記載建築物（沿道建築物・防災拠点建築物）の耐震改修助成件数	11 件／期間	35 件／期間
寝室における家具の固定等の防災対策を実施している市民の割合	—	100%
水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成	検討	作成・配布
名古屋市地域防災計画(2018.6 月)に位置づけた要配慮者利用施設の避難確保計画提出割合	50%	100%
生活こみち整備促進に係る助成件数	17 件／期間	15 件／期間
老朽木造住宅の除却に係る助成件数	80 件／期間	150 件／期間
民間再開発事業による帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数	8 地区	10 地区
消防署により地域ごとの実情に応じた防災対策を支援した自主防災組織の割合	—	100%
地区防災カルテを活用した防災活動に取り組んでいる学区の割合	11%	100%
中小企業の事業継続計画策定支援に係るセミナー及び専門家派遣を活用した中小企業数	578 社／期間	700 社／期間

※現状欄には 2018 年度末時点での見込みを記載

※「／期間」と記載されているものは、現状欄には 2014 年度～2018 年度の見込み事業量を、目標欄には 2019 年度～2023 年度の見込み事業量を記載

1-1 市民・事業者等の「命を守る」防災力の向上

1	事業名	民間建築物の耐震診断及び耐震改修助成等				所管局	住都
	事業概要	民間建築物の耐震化を促進するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断や耐震改修助成、非木造住宅や民間建築物の耐震診断助成及び耐震改修助成等を実施するとともに、各種協議会と連携を図り、啓発活動を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

2	事業名	耐震相談員の派遣				所管局	住都
	事業概要	住宅をはじめとする建築物の耐震診断・耐震改修などの耐震対策についてアドバイスを行うため、建築の専門家である耐震相談員を無料で派遣します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
派遣							

3	事業名	地域ぐるみ耐震化促進支援事業				所管局	住都
	事業概要	地域の防災意識を高め、民間住宅の耐震化を促進するために、地域団体等が主体的に行う地震対策の取り組みに対して、活動経費の補助などの支援を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
支援							

4	事業名	地下街の防災対策の推進				所管局	住都
	事業概要	大規模地震時に地下街利用者の安全確保を図るため、助成制度の活用により、地下街の防災対策を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
推進							

5	事業名	地域防災マネジメント事業 (自助力向上の啓発・支援)				所管局	消防
	事業概要	家庭の防災力を詳細にとらえ、災害時に「命を守る」ための具体的な提案を行うとともに、継続的にその防災対策の進捗を把握する取り組みを進め、家庭における災害対応能力の向上を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

6	事業名	民間施設における雨水流出抑制の促進				所管局	上下、関係局
	事業概要	市民や事業者に対し各種イベント等の様々な機会を捉えて幅広い普及啓発や協力要請を行い、雨水流出抑制を促進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		促進					

7	事業名	水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成				所管局	防災、緑土、上下、関係局
	事業概要	想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮等を前提とした浸水想定区域や避難行動等を周知するため、ハザードマップの見直し・作成を行い、市民に周知します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		検討	見直し		作成・配布		

8	事業名	防災啓発媒体の更新				所管局	防災
	事業概要	地域住民が自主的に防災対策に取り組み、発災時の最適な避難行動に備えるため、啓発媒体である「各種ハザードマップ」や「ナゴヤ避難ガイド」及び「アプリ」を更新します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
更新							

9	事業名	地震災害危険度評価図情報の提供				所管局	住都
	事業概要	災害リスクに対する理解を促すため、用途地域等の指定状況などの都市計画情報をインターネット上で提供する名古屋市都市計画情報提供サービスにおいて、過去の地形図や航空写真、震災時の火災延焼や建物倒壊の危険性などを評価した地震災害危険度に関する情報を掲載します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
提供							

10	事業名	自然災害に関する歴史的文献の公開				所管局	教育
	事業概要	名古屋市の自然災害の歴史等を市民が学ぶ機会を確保するため、鶴舞中央図書館所蔵の自然災害に関する歴史的文献が含まれる貴重図書をデジタルデータ化し、インターネット上で公開します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
公開							

11	事業名	要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援				所管局	防災、健福、関係局
	事業概要	想定し得る最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内の要配慮者利用施設や地下街等について、利用者の安全な避難確保に係る計画等の作成を支援します。また、民間介護施設、障害者支援施設等における医療的配慮の必要な入所者等の安全確保を図るため、停電時においても事業の継続を可能とする非常用自家発電設備の整備を支援します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
支援							

12	事業名	民間ブロック塀等の撤去等促進				所管局	住都、健福、子青
	事業概要	地震時における民間ブロック塀等の倒壊による被害や避難時の通行の妨げとなることを防止するため、撤去等の対策を促進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
促進							

13	事業名	老朽木造住宅の除却等による木造住宅密集地域の減災対策				所管局	住都
	事業概要	木造住宅が密集している地区において、老朽木造住宅の除却助成や生活こみち整備促進事業等を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
助成							

14	事業名	感震ブレーカーの設置促進				所管局	防災、関係局区
	事業概要	地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐため、地震を感知した際に自動的にブレーカーを落とす機能を持つ感震ブレーカーの設置を促進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
促進							

1-2 地域の災害対応体制の強化

15	事業名	都市再生安全確保計画等の作成・運用				所管局	防災、住都
	事業概要	大規模地震時の名古屋駅をはじめとする主要な交通結節点周辺における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携により、一体的・計画的に、避難・誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立や退避施設等の拡充などのソフト・ハード両面の対策を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		(名古屋駅地区) 計画の運用					
		(その他地区) 対策の検討					

16	事業名	民間再開発事業による帰宅困難者収容施設等の導入の促進				所管局	住都
	事業概要	民間再開発事業による公共貢献施設の活用により、震災発生時において備蓄倉庫や帰宅困難者を一時的に収容できる施設等の導入を促進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		促進					

17	事業名	帰宅困難者対策の推進				所管局	防災
	事業概要	大規模災害発生時において、公共交通機関の途絶により発生する帰宅困難者に伴う混乱を抑制及び解消するため、官民一体となり対策等を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		一斉帰宅抑制の周知					
		対策の検討・推進					

18	事業名	地域防災マネジメント事業 (自主防災組織の活動支援)				所管局	消防
	事業概要	地域の防災力を詳細にとらえ、継続的にその防災対策の進捗を把握する体制をつくり、その実情に応じた具体的な提案に基づく支援を計画的に行うことで、地域及び事業所における災害対応能力の向上を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

19	事業名	防災安心まちづくり事業の推進				所管局	消防
	事業概要	小学校単位で組織された防災安心まちづくり委員会を中心とした住民参画型の防火防災活動の展開や、地域と事業所との覚書の締結などの支援協力体制づくりを推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		推進					

1-3 地域の生活再建力の向上

20	事業名	地区防災カルテを活用した防災活動の推進				所管局	防災、消防、区
	事業概要	本市の地域防災を今後さらにきめ細やかに向上させていくため、地区ごとの地域特性や防災取組状況を整理した「地区防災カルテ」を活用し、地域住民とともに各地域の災害リスク等の地域特性や各種防災活動（地域避難行動計画、指定避難所開設・運営訓練、自主防災訓練、助け合いの仕組みづくり等）の実施状況を踏まえ、今後取り組むべき防災活動を検討し、推進していきます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		推進					

21	事業名	再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入促進				所管局	環境
	事業概要	太陽光発電設備を導入している住宅への蓄電システムの導入を促進することにより、太陽光で発電した電気の有効活用を促すとともに、災害時の在宅避難の際に有効となる、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入を促進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		促進					

22	事業名	事業継続計画の策定支援事業				所管局	市経
	事業概要	中小企業の事業継続計画の策定を支援するため、事業継続計画に関する普及啓発を行うとともに、専門家の派遣や策定事例に関するセミナーを実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		支援					

23	事業名	災害時の外国人支援体制の確保				所管局	観文
	事業概要	災害語学ボランティア制度の管理運営やウェブサイト等を活用した多言語での情報提供を行うとともに、外国公館等関係団体と連携し、災害時に外国人を支援する体制を検証し、確保に取り組みます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		検証・確保					

方針2：災害対応力の向上

指 標	現状 (2018 年度末)	目標 (2023 年度)
想定し得る最大規模の高潮・洪水を想定した避難行動指針の策定	未策定	策定
市有施設における建築基準不適合のブロック塀等の撤去等	未完了	完了
震災に強いまちづくり方針において避難地として計画された公園のうち整備済み箇所数	事業中 9 箇所 完了 161 箇所	事業実施 11 箇所 完了 163 箇所
駅そば生活圏内における防災協力農地の登録箇所数	25 箇所	50 箇所
局地的豪雨を踏まえた雨量計の配置見直し	—	見直し
市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間	平均約 70 時間	平均 72 時間
災害対策本部の機能強化	未完了	完了
災害救助用物資（食糧）の備蓄数	169 万食	175 万食
災害救助用物資（毛布）の備蓄数	32 万 7 千枚	34 万 3 千枚
民間物流施設の活用及び資機材調達等に係る協定締結事業者数	5 事業者	10 事業者
災害時物資供給協定の締結事業者数	32 事業者	37 事業者
市立小中学校の埋設給排水管の改修実施割合 （名古屋市学校施設リフレッシュプランに基づく改修を除く）	16.7%	100%
和式トイレを洋式化したコミュニティセンターの割合	25%	100%
屋外及び体育館回りに洋式トイレがある市立小中学校の割合	28.3%	100%
被災建築物応急危険度判定士の登録者数	2,700 人	3,100 人
被災宅地危険度判定士の登録者数	90 人	90 人
街区の世界座標データ化済みの市域面積の割合	44.1%	50%程度
河川台帳調製済みの河川数	34 河川	完了 35 河川 着手 1 河川

※現状欄には 2018 年度末時点での見込みを記載

2-1 「命を守る」避難対策の強化

24	事業名	最大規模の高潮・洪水を想定した避難行動の検討			所管局	防災、関係局区	
	事業概要	想定し得る最大規模の高潮および洪水において、市民が安全に避難できるよう、避難行動について検討します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		検討			指針の策定		

25	事業名	市有施設におけるブロック塀等の撤去等				所管局	防災、関係局	
	事業概要	地震発生時に塀が倒壊し、倒れた塀の下敷きとなる被害の発生や、道路が塞がることによる避難・救助・消火活動の遅れの発生を防ぐため、建築基準不適合及び老朽化したブロック塀等の撤去等を実施します。						
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023	
		調査・撤去等						

26	事業名	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定				所管局	防災、関係局区	
	事業概要	洪水、内水氾濫、土砂災害、津波等の各災害に応じた「指定緊急避難場所」と、避難生活を送るための「指定避難所」の指定をすすめます。						
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023	
		指定						

27	事業名	避難地として計画された公園の整備				所管局	緑土
	事業概要	震災に強いまちづくり方針において、広域避難地・一次避難地として計画された都市計画公園の整備をすすめます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		整備					

28	事業名	防災協力農地登録制度の推進				所管局	緑土
	事業概要	地震災害発生時に、市民の一時的な避難場所として使用可能な農地をあらかじめ登録する防災協力農地登録制度を推進することにより、市民の安全確保を図ります。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
推進							

29	事業名	災害時の情報収集・伝達体制の充実				所管局	防災、上下、関係局
	事業概要	同報無線やメールサービスのほか情報サービス事業者を活用した情報発信や ICT 技術を活用した情報収集を行うとともに、水防法改正に伴う水位情報の周知体制を構築するなど、多様な手段やシステム等の整備・維持管理を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
整備・維持管理							

30	事業名	局地的豪雨を踏まえた雨量計配置の見直し				所管局	防災、関係局
	事業概要	近年の局地的豪雨を踏まえ、市内の降雨状況を適切に観測できるよう、過去の降雨状況や雨量計の観測情報を整理し、適切な雨量計の配置を検討します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
検討							
見直し・検証							

31	事業名	避難勧告等発令体制の運用・検証				所管局	防災
	事業概要	市民が、災害の規模・種別に応じて、適時適切かつ主体的な避難行動がとれるよう、避難勧告等発令体制について、運用・検証を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
運用・検証							

32	事業名	道路・河川等の防災情報の収集・提供				所管局	防災、緑土、上下
	事業概要	道路・河川等監視情報システム及び水防情報システムにより、台風や大雨時の道路や河川などにおける危険箇所の状況や市内の雨量、河川水位の状況や気象情報を把握し、市民に対して水防に係る情報提供を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		収集・提供					

33	事業名	雨水排水情報システムの運用				所管局	上下	
	事業概要	排水ポンプの稼働状況など雨水排水情報を一元的に把握するため雨水排水情報システムを運用するとともに、市民への必要な情報を「雨水（あまみず）情報」として提供します。						
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023	
		運用						

34	事業名	環境放射線モニタリング等の実施			所管局	環境、防災、関係局	
	事業概要	モニタリングポストによる空間放射線量率の常時監視のほか、可搬式測定機器を用いた測定を実施し、市民に対して情報提供できる体制の整備を行います。また、非常時における屋内退避や飲料水・食品等の摂取制限の可能性について周知啓発を図ります。なお、安定ヨウ素剤の備蓄及び服用については、国の動向や他の地方公共団体からの情報収集等を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

35	事業名	南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応体制の構築				所管局	防災、関係局区	
	事業概要	国において検討されている南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方などを踏まえ、「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発表された場合の本市の防災対応について検討し、必要な体制を構築します。						
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023	
			検討・構築					

2-2 災害対応体制の強化

36	事業名	名古屋駅周辺地区の危機管理体制の充実強化				所管局	防災、関係局
	事業概要	リニア中央新幹線の開通を控え名古屋駅周辺地区における開発が進展する中で、帰宅困難者への対応など、大規模地震等発生時における同地区の危機管理体制の充実強化について検討するとともに、初動態勢を確立するための現地対策本部を担う「危機管理センター（仮称）」について、その設置手法や運営体制について検討します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
			検討				

37	事業名	都市再生安全確保計画等の作成・運用＜再掲 15＞				所管局	防災、住都
	事業概要	大規模地震時の名古屋駅をはじめとする主要な交通結節点周辺における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携により、一体的・計画的に、避難・誘導や情報伝達等に係る共通ルール確立や退避施設等の拡充などのソフト・ハード両面の対策を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		（名古屋駅地区）計画の運用・検証					
		（その他地区）対策の検討					

38	事業名	久屋大通の再生				所管局	住都
	事業概要	栄地区グランドビジョンの実現を図る中で、久屋大通公園の広域避難場所としての防災機能強化を図ります。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		推進					

39	事業名	帰宅困難者対策の推進＜再掲 17＞				所管局	防災
	事業概要	大規模災害発生時において、公共交通機関の途絶により発生する帰宅困難者に伴う混乱を抑制及び解消するため、官民一体となり対策等を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		一斉帰宅抑制の周知					
		対策の検討・推進					

40	事業名	防災拠点の機能確保				所管局	防災、関係局区
	事業概要	発災後に災害対応活動が維持できない恐れがある防災拠点について、機能確保に必要な各種方策について随時検証の上、必要に応じて対策を推進します。また、耐震性を満たしていない他施設との合築建築物も含め、機能継続性を確保するための対策を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
検証・推進							

41	事業名	非常用電源設備の機能強化				所管局	市経、消防、区
	事業概要	区役所・支所や消防署において、停電時にも災害対応活動を維持すべく、非常用電源設備の機能強化を図るための整備をすすめます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
整備							

42	事業名	災害対策本部の機能強化			所管局	防災		
	事業概要	大規模災害等に確実に対応できるよう、本市の災害対応の要である災害対策本部の機能等について、本部体制や規模などの充実を図ります。						
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023	
		調査・設計	工事					
		体制の検討・見直し			運用・検証			

43	事業名	名古屋市業務継続計画（震災編）の改定・検証				所管局	防災
	事業概要	災害対策における新たな課題等を踏まえ、必要に応じて名古屋市業務継続計画（震災編）を改定するとともに、実効性を確保するため訓練等により継続的に検証します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
改定・検証							

44	事業名	動員・参集計画の運用・検証				所管局	防災、総務、市経、 関係局区
	事業概要	本市における職員動員・参集計画の課題等を検証し、必要に応じて計画等の見直しを行い、動員・参集計画の柔軟な運用を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		運用					

45	事業名	業務継続における職員 OB との協力体制の運用				所管局	総務、防災
	事業概要	長期的な職員の不足が予想されることから、災害時における退職者協力制度を運用し、全庁的に職員 OB を活用できるよう取り組みます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		構築	運用				

46	事業名	災害時の広報・広聴対応の検証				所管局	防災、市長、市経、 区
	事業概要	災害時における広報・広聴対応を充実させるために、マニュアルを見直し、検証します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		見直し			検証		

47	事業名	防災関係機関との情報共有等による連携の強化				所管局	防災
	事業概要	既存の会議等を活用して防災関係機関との情報共有を図るとともに、訓練等を通じて情報連絡体制の検証を行い、連携を強化します。また、大規模災害時の防災関係機関職員の派遣受け入れ体制の整備を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

48	事業名	国及び自治体間の相互連携の推進				所管局	防災
	事業概要	広域的な大災害に備え合同図上訓練や河川洪水を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、国、愛知県、近隣市町村等との連携を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
訓練の実施・連携の推進							

49	事業名	基幹となる広域防災拠点の整備検討				所管局	防災
	事業概要	基幹となる広域防災拠点について、災害時における被害を最小化できるよう、国・県等関係機関との検討を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
検討							

50	事業名	水防活動準備				所管局	緑土
	事業概要	迅速な水防活動ができるように、水防用資機材の確保及び移動ポンプ等の出動体制を整えます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

51	事業名	災害時の情報収集・伝達体制の充実 ＜再掲 29＞				所管局	防災、上下、関係局
	事業概要	同報無線やメールサービスのほか情報サービス事業者を活用した情報発信や ICT 技術を活用した情報収集を行うとともに、水防法改正に伴う水位情報の周知体制を構築するなど、多様な手段やシステム等の整備・維持管理を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		整備・維持管理					

52	事業名	道路被害情報の収集・提供				所管局	緑土
	事業概要	名古屋市管理道路の情報を収集、整理し、関係道路管理者と情報共有を行うとともに、日本道路交通情報センターを通じ、各種媒体により道路利用者への情報提供を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		収集・提供					

53	事業名	道路・河川等の防災情報の収集・提供 ＜再掲 32＞				所管局	防災、緑土、上下
	事業概要	道路・河川等監視情報システム及び水防情報システムにより、台風や大雨時の道路や河川などにおける危険箇所の状況や市内の雨量、河川水位の状況や気象情報を把握し、市民に対して水防に係る情報提供を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		収集・提供					

54	事業名	情報システムの早期復旧対策等				所管局	全局区
	事業概要	名古屋市業務継続計画（震災編）において重要度Ⅰ～Ⅱに区分されている情報システムについて、早期復旧対策やハードウェアの損傷対策を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

55	事業名	無限消防水利の確保				所管局	消防
	事業概要	震災発生時による同時多発火災等が大規模火災に発展した場合に、継続した消火活動を実施可能とするため、自然水利からの取水、送水体制のさらなる充実を図ります。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
			実施			維持管理	

56	事業名	大規模地震発生に備えた警防体制の充実				所管局	消防
	事業概要	各種基準や方針について随時検証を行い、大規模地震発生に備えた警防体制の充実を図ります。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		構築	検証				

57	事業名	消防署等の整備				所管局	消防
	事業概要	災害時に地域防災活動拠点となる消防署、出張所等について、順次改修・整備を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
			改修・整備				

58	事業名	消防車両等の充実				所管局	消防
	事業概要	社会構造の変化とともに、複雑化・多様化する災害に対応するため、NBC（核・生物・化学物質）災害などの特殊災害対応を含めた、消防車両・資機材の機能強化を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
			整備				

59	事業名	消防活動資機材の整備				所管局	消防
	事業概要	大規模災害発生時に想定される被害の軽減を図るため、消防・救助資機材を計画的に整備します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
整備							

60	事業名	消防団の充実強化				所管局	消防
	事業概要	消防団の充実強化を図るため、消防団装備・施設の整備を進めるとともに、消防団が活動しやすい環境を整えるなど、消防団員の充足率の向上を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
推進							

61	事業名	総合防災情報システムの充実				所管局	消防
	事業概要	消防業務の根幹をなす指令管制システム、消防隊や救急隊等の円滑な通信を確保するための消防救急デジタル無線設備、災害現場の映像をリアルタイムに送受信し災害対応を確立するための画像伝送システム等の整備、維持管理を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
整備・維持管理							

62	事業名	関係活動機関との連絡会議の開催				所管局	消防
	事業概要	大規模災害時における関係機関との連絡体制の確認、車両及び資器材等の情報共有のため、陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連絡会議を開催し、連携強化を図ります。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
開催							

63	事業名	災害拠点病院の医療機能の充実				所管局	総務、病院
	事業概要	災害拠点病院である市立大学病院、東部医療センター及び西部医療センターにおいて、災害救助活動にあたる災害派遣医療チーム（DMAT）を増強するとともに、燃料・食料など災害対応備品の維持・更新や災害対応訓練を実施します。また、市立大学病院では災害医療にかかる体制及び施設・設備の強化を検討します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		DMATの増強、備品の維持更新、訓練の実施					
		体制・設備等の検討・強化					

64	事業名	医療関係者との連絡会議の開催				所管局	健福
	事業概要	発災時に医療資源の調整等を実施するにあたり、平時から市と名古屋市医師会や災害医療コーディネーター等の医療関係者で構成する名古屋医療圏地域災害医療部会を開催し、関係機関との連携体制について検討をすすめます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		開催					

65	事業名	救急隊の増隊				所管局	消防
	事業概要	増加する救急需要に的確に対応できる体制を整備するため、必要となる救急隊を増隊することにより、大規模災害発生時に激増することが予測される救急需要にも対応していきます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		整備					

66	事業名	医療救護所等運営体制の充実				所管局	健福
	事業概要	発災時に医療救護所となる市立中学校について、名古屋市医師会等が各区において実施する医療救護所設置訓練等を通じて課題の検証を行い、災害時に必要となる設備や体制の充実を図ります。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		検証・整備					

2-3 避難生活・生活再建支援体制の強化

67	事業名	災害救助用物資の備蓄				所管局	防災	
	事業概要	避難者等に物資を供給するため、食糧及び生活必需品の備蓄を充実させます。また、更新する備蓄物資を活用し、イベントや訓練等において家庭内備蓄率向上を図るため、市民に対し啓発します。						
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023	
		充実				更新		
		啓発						

68	事業名	災害用トイレの充実			所管局	環境	
	事業概要	災害発生時に指定避難所の給排水が利用できない場合等に備え、要配慮者を含めた避難者が円滑にトイレを利用できるよう、災害用トイレの充実を図ります。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		充実			更新		

69

事業名	緊急物資集配拠点運営体制の充実				所管局	会計、財政、市経、観文、健福、子青、教育、防災	
事業概要	大規模災害時に想定されるプッシュ型支援をはじめとした大量の救援物資を円滑に避難者へ供給するため、大量の物資を仕分け・輸送するのに適した機能を有する新たな緊急物資集配拠点を配置します。また、緊急物資集配拠点における定期的な訓練等を通して、適宜運営体制を検証するとともに、必要な資機材等を確保します。						
事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023	
	瑞穂公園体育館の整備						
	配置の検討	新たな拠点配置					
	訓練・検証						

70	事業名	民間物流施設の活用及び資機材調達等に係る協定締結の推進				所管局	会計、財政、市経、観文、健福、子青
	事業概要	緊急物資集配拠点における物資の仕分け・輸送等の円滑化のため、民間物流施設の活用やフォークリフト等の資機材調達等につき民間事業者と協定締結を推進します。また、物資をより円滑に避難者へ供給するため、現状締結している民間事業者との輸送等に係る協定を検証します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		協定締結の推進					
		既存協定の検証					

71	事業名	大規模小売業者等との協定締結の推進				所管局	市経
	事業概要	市内の事業者等から物資の調達ができない場合に備え、大規模小売業者等との協定締結を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		推進					

72	事業名	大規模小売店及び物流事業者等との連絡会議の開催				所管局	市経、財政、関係局
	事業概要	物資を円滑に避難者へ供給するため、大規模小売店及び物流事業者等との連絡会議を開催し、訓練への参加及び訓練の検証を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		開催					

73	事業名	指定避難所の給排水機能の確保				所管局	教育
	事業概要	主要な指定避難所である市立小中学校において、震災時に給排水機能が確保できるよう、学校敷地内における埋設給排水管の改修をすすめます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		改修					

74	事業名	指定避難所における良好な生活環境の確保				所管局	防災、関係局区
	事業概要	「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」等を踏まえ、指定避難所の生活環境の向上のための取り組みを進めるとともに指定避難所が円滑に運営できるよう支援を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		検討・推進					

75	事業名	指定避難所のトイレ改修				所管局	市経、教育
	事業概要	指定避難所であるコミュニティセンター、市立小中学校等において、災害時に要配慮者をはじめとした避難者が円滑にトイレを利用できるよう、トイレの洋式化やバリアフリー化を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		(コミュニティセンター) 改修					
		(市立小中学校) 改修					
		(スポーツセンター等) 改修					

76	事業名	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 <再掲 26>				所管局	防災、関係局区
	事業概要	洪水、内水氾濫、土砂災害、津波等の各災害に応じた「指定緊急避難場所」と、避難生活を送るための「指定避難所」の指定をすすめます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		指定					

77	事業名	防災拠点の機能確保 <再掲 40>				所管局	防災、関係局区
	事業概要	発災後に災害対応活動が維持できない恐れがある防災拠点について、機能確保に必要な各種方策について随時検証の上、必要に応じて対策を推進します。また、耐震性を満たしていない他施設との合築建築物も含め、機能継続性を確保するための対策を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		検証・推進					

78	事業名	要配慮者の避難場所の充実				所管局	健福、防災、区
	事業概要	避難所の通常の居住スペースでは生活に支障がある要配慮者の方に避難生活を送っていただく福祉避難スペースを周知するとともに、福祉避難スペースでの生活も困難な方などに避難いただく福祉避難所について、事業者に協力を呼び掛け、指定数の増加を図るなど、要配慮者の避難場所の充実を図ります。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

79	事業名	災害対策住民リストの整備				所管局	市経
	事業概要	災害時に必要とされる住民情報を確保するため、住民リストを整備します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
整備							

80	事業名	応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備				所管局	住都
	事業概要	応急仮設住宅の速やかな着工を図るため、新たな建設候補地について、応急仮設住宅配置計画図を作成・保管するとともに、既存の応急仮設住宅建設候補地台帳を更新します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
整備							

81	事業名	被災建築物応急危険度判定体制の強化				所管局	住都、防災、区
	事業概要	地震により被害を受けた建築物について、余震等による二次災害を防止するために、被災建築物の危険性について応急的に判定する体制を強化する必要があることから、講習会開催の周知などにより被災建築物応急危険度判定士登録者数を増やすとともに、効率的に判定活動を行うための判定資機材等の整備等を図ります。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

82	事業名	被災宅地危険度判定体制の強化				所管局	住都
	事業概要	被災宅地危険度判定を実施することにより、宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、市民の安全の確保を目的とし、被災宅地危険度判定士の登録者数の確保により被災宅地危険度判定体制を強化します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

83	事業名	長期湛水に対する復旧・復興体制の強化				所管局	防災、緑土、上下
	事業概要	津波や風水害に伴う長期湛水被害に対して、早期の復旧・復興に向けた訓練等を実施し、復旧・復興体制を強化します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

84	事業名	街区の世界座標化の推進				所管局	緑土
	事業概要	自然災害により不明確となった街区の位置を復元するため、街区の世界座標データ化を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
推進							

85	事業名	河川台帳の調製				所管局	緑土
	事業概要	災害による堤防等の被害に対し早期復旧できるよう、河川区域や河川施設等を取りまとめた河川台帳（現況台帳）を調製します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
調製							

方針3：災害に強い都市基盤の整備

指 標	現状 (2018 年度末)	目標 (2023 年度)
対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策の実施施設数	13 施設	45 施設
地下鉄施設の浸水対策整備率	89%	100%
市施行土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業における整備完了済みの地区数	—	4 地区
緊急雨水整備事業の整備率	92%	96%
山崎川堤防の耐震化延長	4, 500m	9, 200m
堀川の整備率（63mm/h 降雨対応率）	40%	48%
平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた堤防強化等の緊急対策を実施する河川数	—	4 河川
整備・更新等を実施したポンプ設備数	106 箇所	239 箇所
排水路の改良延長	49. 2 km	64. 2 km
農業用水路の改良延長	5, 734m	11, 234m
土地改良区の排水機場の改修工事实施箇所数	5 箇所	6 箇所
公園内のがけ崩れ危険箇所対策実施箇所数	20 箇所	25 箇所
橋りょう耐震計画における耐震補強実施橋りょう数	事業中 7 橋	完了 9 橋(2021)
橋りょう耐震計画における耐震改築実施橋りょう数	事業中 1 橋	完了 1 橋(2021)
定期点検で早期措置と診断された道路橋の補修等に着手した割合	20%	100%
緊急輸送道路の整備箇所数	事業中 3 箇所	完了 2 箇所
電線類の地中化実施路線数	事業中 3 路線	完了 2 路線
街路樹の撤去数	1, 916 本／期間	2, 000 本／期間
みずプラン 32 における配水管の更新及び耐震化延長	314 km	510 km(2020)
みずプラン 32 における下水管の改築及び耐震化延長	135 km	225 km(2020)

※現状欄には 2018 年度末時点での見込みを記載

※「／期間」と記載されているものは、現状欄には 2014 年度～2018 年度の見込み事業量を、目標欄には 2019 年度～2023 年度の見込み事業量を記載

3-1 「命を守る」都市基盤の整備

86	事業名	市有建築物の耐震対策				所管局	住都、関係局
	事業概要	名古屋市建築物耐震改修促進計画に基づき、施設所管局と連携を図り市有建築物の耐震化を実施します。2021年度以降についても、未実施の施設について、引き続き耐震化を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

87	事業名	市営住宅の耐震対策				所管局	住都
	事業概要	大規模地震による被害の軽減を図るため、耐震対策が必要な市営住宅の耐震化を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

88	事業名	市有建築物の天井等落下防止対策				所管局	住都、関係局
	事業概要	名古屋市建築物耐震改修促進計画に基づき、施設所管局と連携を図り対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

89	事業名	小中学校等における非構造部材の防災対策				所管局	教育
	事業概要	小中学校等の指定避難所となる市有施設において、窓ガラス飛散防止をはじめとした非構造部材の耐震対策を進めます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

90	事業名	金山総合駅連絡通路橋の耐震対策				所管局	住都
	事業概要	金山総合駅連絡通路橋について、耐震診断結果に基づき、必要な耐震改修を実施するなど耐震対策を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

91	事業名	地下鉄構造物の耐震対策				所管局	交通
	事業概要	東日本大震災を踏まえ、地下鉄構造物の安全性を高め、早期復旧を図ることができるよう、さらなる耐震補強等を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

92	事業名	地下鉄施設の浸水対策				所管局	交通
	事業概要	地下鉄出入口の既設止水板を改修し、水害時の止水対策の迅速化を図ります。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		改修					

93	事業名	大規模盛土造成地の調査				所管局	住都
	事業概要	丘陵地の大規模盛土造成地について、地震時の滑動崩落に対する安全性を確保するための必要な調査・検討を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		調査・検討					

94	事業名	市施行土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業の推進				所管局	住都
	事業概要	老朽家屋が密集し公共施設の整備が遅れている大曽根北地区はじめ4地区において、土地区画整理事業により、宅地の利用増進、公共施設の整備改善をすすめるとともに、大曽根北地区、筒井地区においては、住宅市街地総合整備事業の合併施行により、老朽住宅の除却、児童遊園等の整備を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

95	事業名	アスベストの飛散防止				所管局	環境、関係局
	事業概要	アスベストが使用されている市有建築物について措置状況を調査するとともに、施設の状況に応じて除去をすすめるほか、民間を含めたアスベスト使用建築物の情報の把握や所有者への啓発を行います。また、被災時には建築物に使用されたアスベストの露出状況の確認や環境測定などを実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

96	事業名	緊急雨水整備事業等による浸水対策				所管局	上下
	事業概要	「名古屋市総合排水計画」に基づいた施設整備を進めるとともに、緊急雨水整備事業として、2000年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨などにより、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に、原則1時間60mmの降雨に対応する施設整備を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

97	事業名	河川堤防の耐震対策・津波対策				所管局	緑土
	事業概要	山崎川、扇川、大高川については、詳細設計等の結果に基づき堤防の補強を実施します。 大江川については、関係機関と調整し、地震及び津波の対策を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

98	事業名	河川の整備				所管局	緑土
	事業概要	浸水被害の軽減を図るため、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの河川改修を推進します。また、平成30年7月豪雨を踏まえて、堤防強化等の緊急的な対策を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
整備							

99	事業名	河川・水路等の維持管理				所管局	緑土
	事業概要	平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対応するため、河川等の堆積土のしゅんせつや樹木伐採を始めとし、破損箇所の修繕やスクリーン清掃、除草などの適切な維持管理を行うことで、施設が本来有する治水機能を維持し、浸水被害の軽減に努めます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
維持管理							

100	事業名	ため池の改良				所管局	緑土
	事業概要	平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対して、ため池堤体の決壊を防ぐために、安全性を評価し、必要に応じて改良を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

101	事業名	排水施設の耐震対策				所管局	緑土
	事業概要	河川排水及び地域排水を担うポンプ所について、大規模地震発生時においても排水機能を確保するため、必要な耐震対策を実施します。また、緊急輸送道路と防災活動拠点を始めとする主要な拠点施設間を結ぶ道路内の排水路の耐震対策を実施し、災害時の通行を確保します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

102	事業名	排水ポンプ施設の改築				所管局	上下
	事業概要	老朽化した排水ポンプ施設を改築するとともに、必要に応じて排水能力を増強します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

103	事業名	ポンプ施設の更新・整備				所管局	緑土
	事業概要	平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対応するため、ポンプ設備の状態を把握し、計画的な点検や適切な部品交換など必要な機能整備を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
更新・整備							

104	事業名	ポンプ施設の維持修繕及び運転管理				所管局	緑土
	事業概要	ポンプ施設等の点検、修繕等の維持管理及び運転管理を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
維持管理							

105	事業名	排水路の改良・補修				所管局	緑土
	事業概要	排水路の計画的な維持管理のため、定期的に管路内部の点検・調査を実施し、損傷状態に応じ機能向上を含め、計画的に改良・補修を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
改良・補修							

106	事業名	農業用水路の改良				所管局	緑土
	事業概要	農用地のみならず地域全体における被災時の円滑な内水排除のために重要な役割を果たす市街化調整区域にある農業用水路について、改良を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
改良							

107	事業名	土地改良区の排水機場の長寿命化				所管局	緑土
	事業概要	農用地のみならず地域全体における被災時の円滑な内水排除のために重要な役割を果たす土地改良区所管の排水機場について、老朽化している排水ポンプの修繕など必要な措置を講じます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

108	事業名	名古屋港の防災機能強化				所管局	住都
	事業概要	地震・津波に備えるため、国や名古屋港管理組合が実施する防潮壁、堀川口防潮水門、耐震強化岸壁の整備・機能強化を促進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		促進					

109	事業名	集約連携型まちづくりの推進				所管局	住都
	事業概要	集約連携型都市構造の実現に向け、将来的な人口減少や災害リスクを考慮した居住や都市機能の誘導を推進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		推進					

110	事業名	公園内のがけ崩れ危険箇所対策				所管局	緑土
	事業概要	公園内のがけ崩れの恐れがある箇所について、対策工事を進めます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

111	事業名	公園樹の適正管理				所管局	緑土
	事業概要	倒木や折れ枝等の危険性がある公園樹について、適切な維持管理を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		維持管理					

112	事業名	公共施設における雨水流出抑制の推進				所管局	上下、関係局
	事業概要	雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させるため、公共施設に対し雨水流出抑制施設の設置をすすめます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		調査・実施					

3-2 迅速な災害対応・被害の拡大防止を支える都市基盤の整備

113	事業名	橋りょうの耐震対策				所管局	緑土
	事業概要	災害発生時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強や改築を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		(橋りょう耐震計画) 実施					
		(次期橋りょう耐震計画) 検討			実施		

114	事業名	道路橋の維持・補修				所管局	緑土
	事業概要	災害発生時に迅速かつ安全な避難行動や救助活動が確実にできるよう、道路橋の維持管理を計画的に実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

115	事業名	緊急輸送道路の整備				所管局	緑土
	事業概要	災害時に緊急輸送を迅速かつ円滑に行う緊急輸送道路網の形成を図るための整備を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

116	事業名	電線類の地中化				所管局	緑土
	事業概要	災害時における緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動の円滑化のため、電線共同溝による電線類の地中化を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

117	事業名	道路の維持補修				所管局	緑土
	事業概要	災害発生時に迅速かつ安全な避難行動や救援活動が確実にできるよう、舗装道路及び道路附属物等の計画的な点検及び修繕を着実に実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

118	事業名	横断歩道橋の耐震対策				所管局	緑土
	事業概要	熊本地震により落橋したロッキング橋脚と同様の構造を持つ高蔵跨線橋について耐震補強を実施します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

119	事業名	側溝の補修・改良及び側溝しゅんせつ等の実施				所管局	緑土
	事業概要	降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、側溝等の新設・改良・修繕や車道清掃・側溝しゅんせつ等を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
実施							

120	事業名	街路樹の適正管理				所管局	緑土
	事業概要	倒木や折れ枝等の危険性がある街路樹について、暴風時の応急活動への影響も考慮し、適切な維持管理を行います。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
維持管理							

121	事業名	民間鉄道施設の耐震化の促進				所管局	住都
	事業概要	大規模地震時における鉄道利用者の安全確保を図るとともに。鉄道網や緊急輸送道路等を確保するため、民間鉄道施設の耐震化を促進します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		促進					

3-3 避難生活・生活再建を支える都市基盤の整備

122	事業名	水道基幹施設の更新及び耐震化			所管局	上下	
	事業概要	水道基幹施設整備事業に基づき、浄水場など水道基幹施設について、地震発生時でも一定の浄水処理等を継続できるよう、老朽化施設の更新にあわせて耐震化をすすめます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		(みずプラン 32) 実施			(次期計画) 実施		

123	事業名	下水道基幹施設の改築及び耐震化			所管局	上下	
	事業概要	下水道基幹施設整備計画に基づき、水処理センターなどの下水道基幹施設について、地震発生時でも一定の下水処理機能等を確保できるよう、改築にあわせて耐震化をすすめます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		(みずプラン 32) 実施			(次期計画) 実施		

124	事業名	配水管の更新及び耐震化			所管局	上下	
	事業概要	地震発生時においても水道水の供給を確保できるよう、配水管網整備事業に基づき、配水管の更新にあわせて耐震化をすすめるとともに、特に給水を確保すべき施設へ至る配水管について、優先的に耐震化をすすめます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		(みずプラン 32) 実施			(次期計画) 実施		

125	事業名	下水管の改築及び耐震化				所管局	上下
	事業概要	下水管路調査改築計画に基づき、下水管の改築にあわせて耐震化を推進するとともに、指定避難所等と水処理センターを結ぶなどの重要な下水管について、優先して耐震化をすすめます。また、液状化が想定される区域の重要な下水管に接続するマンホールについては、マンホール浮上防止対策をすすめます。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		(みずプラン 32) 実施			(次期計画) 実施		

126	事業名	地盤沈下状況の把握				所管局	環境
	事業概要	一級水準測量を行うとともに、観測井戸における地下水位、地盤収縮量の観測を行い、地盤沈下の状況について把握し、その結果を毎年公表します。					
	事業計画	～2018	2019	2020	2021	2022	2023
		実施					

方針４：防災意識の向上（継続的に実施するもの）

指 標	年間目標
港防災センターの来館者数	65,000 人
外国人防災啓発事業の実施回数	5 回
市立小中学校における避難訓練や引き取り訓練などの防災教育の実施	全小中学校
管理職にある教員を対象とした防災教育講習会の実施	全学校から参加
市民の防災意識を高める講座・事業の実施	全区
総合防災訓練の実施	全区
総合水防訓練の実施	全区
あいち・なごや強靱化共創センターと連携した研修の実施回数	26 回
区本部運営等に係る訓練・研修の実施	全区
災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者数	80 人
災害時の外国人支援に関する研修の参加者数	100 人
医療救護所設置訓練の実施	全区

4-1 防災意識向上に係る普及啓発・教育

No.	事業名	事業概要	所管局
127	「ぼうさいこくたい」開催に伴う啓発(2019年度)	日本最大級の防災イベント「ぼうさいこくたい」の2019年度の市内開催に併せて、様々な啓発事業を実施することで、幅広い市民の防災体験・学び合いを効果的に促進します。	防災
128	市民向け被災地支援講演会等	市民の防災意識の高揚を図るため、本市が「行政丸ごと支援」を行っている岩手県陸前高田市などの被災地に派遣されていた職員による講演会や被災地の現状や被災の教訓などを伝える展示会を開催します。	防災
129	市民向け防災に関するイベント・訓練等による普及啓発	広く市民に対し、伊勢湾台風など歴史的災害の教訓を伝承するとともに、「自助」の重要性、在宅避難の有効性等を理解していただくため、本市や各種団体が開催する防災に関するイベント、地域の防災訓練等、様々な機会を捉えて普及啓発を行います。	防災、区
130	防災表彰	本市が進める防災施策に貢献し又は功績のあった個人・団体に対し、市長表彰状又は市長感謝状の贈呈を行い、その功績を讃えるとともに、市民等の防災意識の一層の高揚を図ります。	防災
131	港防災センターによる普及啓発	港防災センターの普及啓発機能の強化を図るため、展示コーナー、イベント、講座、ワークショップ等について、有識者の知見を取り入れるとともに、大学等と連携し、啓発事業の拡充を図ります。	防災
132	ライフライン途絶対策に関する周知啓発	地震によるライフラインの断絶等の被害を防ぐため、民有地内の老朽化した埋設管の耐震化等について広報や展示の機会を活用した周知啓発を図ります。	防災
133	男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発	男女平等の視点から考える防災について広く意識啓発を行い、避難所運営などの災害対応の場において、男女平等参画の視点を持って自ら主体的に行動できる人を、男女とも増やすことを目指します。	総務
134	外国人防災啓発事業	外国人住民に対し、日本の災害についての情報や、災害時の身の守り方など、防災や災害についての基本的な知識を提供するための啓発事業を実施します。	観文
135	災害時におけるお薬手帳の活用の啓発	発災後、服薬履歴などの情報を医療救護所等で傷病者の治療を行う医師等に円滑に引き継ぐため、これらの情報が記載されたお薬手帳を災害時に携帯してもらえよう関係機関と連携しながら啓発を行います。	健福

No.	事業名	事業概要	所管局
136	名古屋市ペットの災害対策ガイドラインに基づく啓発の推進	ペットとの同行避難が可能とされている市立小中学校において、円滑にペットの受け入れ等の対応が可能となるよう、ペットの飼育場所の事前の選定や受け入れに関する判断基準等を示したガイドラインに基づく啓発を行います。	健福
137	被災者の健康保持のための啓発	避難所生活で発症しやすい感染症や生活不活発病等の予防方法、健康状態に応じた平常時からの備えなどの啓発を行うとともに、災害発生時に被災者への健康支援を円滑に行えるよう、保健師等を対象とした災害対応能力向上のための研修を行います。	健福
138	保育所入所児童への防災教育	保育所入所児童に対し、保育所危機管理マニュアルに基づき、津波や火災などさまざまな場面を想定し、避難訓練や待機・引き取り訓練等を実施し、防災教育を推進します。	子青
139	保育所入所児童の保護者への防災教育の推進	保育所が、入所児童の保護者に対し、「園だより」などを活用した防災意識の向上につながる情報の提供や、児童の避難訓練への参加の呼びかけを行うことにより、保育所入所児童の保護者への防災教育を推進します。	子青
140	児童・生徒への防災教育	児童・生徒の防災に対する意識を高め、地域の危険箇所や避難場所等を把握させるなど、家庭とも連携した防災教育を推進するために、「なごやっ子防災ノート」を作成し、児童・生徒に配付するとともに、津波や大規模火災などさまざまな場面を想定し、児童・生徒の待機・引き取り訓練等の実践的な防災訓練を実施します。	教育
141	児童・生徒の保護者の防災意識の啓発	児童・生徒が「なごやっ子防災ノート」を活用して学習した防災知識等を自宅に持ち帰り、保護者に伝え、話し合うことにより保護者の防災意識の啓発を図ります。	教育
142	市民の防災意識を高める講座・事業	市民の防災意識の高揚を図るため、各区の生涯学習センターにおいて、区の実情にあった防災に関する講座・事業を実施します。	教育
143	雨水ます等の清掃の啓発	雨水ます等を適切に機能させるため、浸水対策の一つである雨水ますや側溝の清掃を市民に対し啓発します。	上下、関係局区
144	簡易水防工法の普及啓発	各家庭で簡易に実施できる浸水対策である簡易水防工法を広く PR するとともに、普及を通じて市民の水防に対する自助意識の向上を図ります。	上下、関係局区

4-2 防災意識向上に係る訓練・研修

No.	事業名	事業概要	所管局
145	なごや市民総ぐるみ 防災訓練	防災関係機関や事業者などとの協力・連携のもと、地震による津波、土砂災害、液状化等の様々な被害を想定し、地域特性を考慮した総合的かつ実践的な訓練を実施します。	防災、区
146	総合水防訓練	集中豪雨や台風などによる内水氾濫、河川洪水、土砂災害等の様々な被害を想定し、地域特性を考慮した総合的かつ実践的な訓練を実施します。	防災、区
147	あいち・なごや強靱 化共創センターと連 携した研修	名古屋大学・愛知県の連携のもと、市民向けの防災人材育成研修（防災・減災カレッジ）、市町村職員向けの防災基礎研修、防災専門研修を実施します。	防災
148	職員を対象とした防 災研修・訓練	職員の防災意識・知識の向上を図るため、総合的な研修を実施するとともに、災害対応力の向上と、各部間の協力・連携体制の一層の強化を図るため、実践的な図上訓練、情報伝達訓練等を実施します。	防災、各 局
149	職員向け被災地派遣 職員報告会	本市の防災力の向上を図るため、本市が「行政丸ごと支援」を行っている岩手県陸前高田市などの被災地に派遣されていた職員による報告会や被災地から招いた講師による講演会を開催します。	防災
150	職員の健康管理・ メンタルヘルスに かかる教育・啓発	大規模自然災害発生時において、職員は心身ともに非常に困難な状況下で、かつ、長期に渡って災害対応に従事することが想定されるため、職員に対して健康管理・メンタルヘルスにかかる教育・啓発を行うとともに、構築した大規模自然災害発生時の職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制の検証を行います。	総務
151	災害拠点病院におけ る災害対応訓練	災害発生時における傷病者の受け入れ訓練を行うとともに、他の医療機関の災害派遣医療チーム（DMAT）との連携訓練を実施します。	総務、 病院

No.	事業名	事業概要	所管局
152	家屋被害調査研修	大規模災害時には、被災家屋が膨大な数に上ることが想定され、多くの職員が家屋被害調査に従事することが求められることから、家屋被害調査の基本的な知識の取得と大規模災害に対する意識の向上を目的とした研修を実施します。	財政
153	区本部運営等に係る訓練・研修	大規模災害時における災害対応を円滑に行うため、区本部運営等に係る訓練・研修を実施します。	防災、区
154	災害ボランティアコーディネーター養成講座	全国から集まるボランティアの受付・整理を行い、被災者のニーズを把握してボランティアと結び付ける災害ボランティアコーディネーターを養成するための講座を実施します。さらに、災害ボランティアコーディネーターのスキルアップのため、過去の受講者へのフォローアップを行います。	市経
155	災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練	市民活動団体、社会福祉協議会との協働による災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練を実施します。	市経
156	総合被災相談に係る訓練	災害時に実施することが予定されている総合被災相談について円滑な運営が行えるよう訓練を実施します。	市経
157	災害時の外国人支援に関する研修	外国人は、言葉の壁によって、災害時に必要な情報・支援を得ることが困難な場合が多いため、外国人をサポートするボランティアや関係団体等の職員のスキルアップを目的とした研修を実施します。	観文
158	災害廃棄物処理に係る訓練	大規模災害の発生時に、災害廃棄物処理計画を有効に活用して災害廃棄物処理を的確に実施することができるよう、平常時から職員への教育・訓練等を継続的に実施します。	環境
159	医療救護所設置訓練	災害時に医療救護所が設置される市立中学校において、名古屋市医師会等と連携した訓練を実施	健福
160	医療機関の情報収集及び提供に関する研修	大規模災害時における医療機関の情報収集及び提供マニュアルに基づき、災害対応業務を担う保健センター職員に対し研修を実施するとともに、マニュアルの検証を随時実施します。	健福

No.	事業名	事業概要	所管局
161	災害時のこころの健康に関する研修	大規模災害時にD P A Tを円滑に機能させるとともに、精神保健福祉センターや保健センターが災害時こころの電話相談等の災害時精神保健福祉相談を適切にできるよう研修を実施します。	健福
162	復興イメージトレーニング	現行の体制・制度で復興時に課題となることを明らかにし、復興課題について議論するとともに、被災後の復興を支える人材を育成するため、職員を対象として生活再建と市街地復興の視点からワークショップ形式で復興のシナリオを描く復興イメージトレーニングを実施します。	住都
163	避難所建物の応急対応防災訓練	発災後、区本部依頼の避難所を速やかに応急危険度判定するため、職員による定期的な応急危険度判定訓練を実施するとともに、避難所（被災建築物）の応急措置連携訓練などを実施します。	住都
164	土木事務所の防災体制の維持・強化に係る訓練	道路や河川等の応急復旧を行う地域防災活動拠点である土木事務所について、関係機関等と防災訓練を実施し、得た課題によりマニュアル等の見直しを図ります。	緑土
165	緊急輸送道路等の応急対策実務に関する合同訓練	緊急輸送道路等の応急復旧活動を円滑に行い、協力事業者との協定の実効性を確保するため、また、「名古屋市道路啓開計画」を深化していくため、関係機関との合同防災訓練を実施します。	緑土
166	関係活動機関との連携訓練	大規模災害時における、陸上自衛隊、名古屋海上保安部及び愛知県警察との円滑な連携活動を目的とした、震災・風水害対応訓練及び特殊災害対応訓練等を実施します。	消防
167	防災に関する教員研修	経験年数や職務に応じた研修において防災に関する内容を取り扱い、教員の防災意識の向上を図ります。	教育
168	愛知県博物館協会の災害発生時における支援活動要領にもとづく災害対策訓練	大規模災害発生時、愛知県博物館協会加盟館が所蔵する被災資料を加盟館相互で救出し、避難させ、修復するためのネットワークを構築します。	教育
169	緊急物資集配拠点運営訓練	災害時の救援物資の仕分け・輸送等を円滑に実施するため、協定事業者と連携した訓練を実施します。	会計、財政、市経、観文、健福、子青

＜參考資料＞

名古屋市災害対策実施計画と関連する個別計画等との関係について

○ …名古屋市災害対策実施計画との共通事業

方針 No.	施策 No.	事業 No.	事業名	総合排水 計画	震災に強 いまちづ くり方針	建築物 耐震改修 促進計画
1	1-1	1	民間建築物の耐震診断及び耐震改修 助成等		○	○
1	1-1	2	耐震相談員の派遣		○	○
1	1-1	3	地域ぐるみ耐震化促進支援事業		○	○
1	1-1	4	地下街の防災対策の推進			
1	1-1	5	地域防災マネジメント事業(自助力向上 の啓発・支援)	○		○
1	1-1	6	民間施設における雨水流出抑制の促 進	○		
1	1-1	7	水防法改正等に伴うハザードマップの 見直し・作成	○		
1	1-1	8	防災啓発媒体の更新	○		○
1	1-1	9	地震災害危険度評価図情報の提供		○	○
1	1-1	10	自然災害に関する歴史的文献の公開	○		
1	1-1	11	要配慮者利用施設等における避難確 保計画作成等支援	○		
1	1-1	12	民間ブロック塀等の撤去等促進		○	○
1	1-1	13	老朽木造住宅の除却等による木造住宅 密集地域の減災対策		○	
1	1-1	14	感震ブレーカーの設置促進			
1	1-2	15	都市再生安全確保計画等の作成・運用		○	
1	1-2	16	民間再開発事業による帰宅困難者収容 施設等の導入の促進		○	
1	1-2	17	帰宅困難者対策の推進		○	
1	1-2	18	地域防災マネジメント事業(自主防災組 織の活動支援)	○		
1	1-2	19	防災安心まちづくり事業の推進	○		
1	1-3	20	地区防災カルテを活用した防災活動の 推進	○		
1	1-3	21	再生可能エネルギーを活用した自立・ 分散型エネルギーの導入促進			
1	1-3	22	事業継続計画の策定支援事業	○	○	
1	1-3	23	災害時の外国人支援体制の確保	○		
2	2-1	24	最大規模の高潮・洪水を想定した避難 行動の検討	○		

方針 No.	施策 No.	事業 No.	事業名	総合排水 計画	震災に強 いまちづ くり方針	建築物 耐震改修 促進計画
2	2-1	25	市有施設におけるブロック塀等の撤去等		○	○
2	2-1	26	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定		○	
2	2-1	27	避難地として計画された公園の整備		○	
2	2-1	28	防災協力農地登録制度の推進			
2	2-1	29	災害時の情報収集・伝達体制の充実	○		
2	2-1	30	局地的豪雨を踏まえた雨量計配置の見直し	○		
2	2-1	31	避難勧告等発令体制の運用・検証	○		
2	2-1	32	道路・河川等の防災情報の収集・提供	○		
2	2-1	33	雨水排水情報システムの運用	○		
2	2-1	34	環境放射線モニタリング等の実施			
2	2-1	35	南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応体制の構築			
2	2-2	36	名古屋駅周辺地区の危機管理体制の充実強化			
2	2-2	37	都市再生安全確保計画等の作成・運用 ＜再掲 15＞		○	
2	2-2	38	久屋大通の再生		○	
2	2-2	39	帰宅困難者対策の推進＜再掲 17＞		○	
2	2-2	40	防災拠点の機能確保			
2	2-2	41	非常用電源設備の機能強化			
2	2-2	42	災害対策本部の機能強化			
2	2-2	43	名古屋市業務継続計画(震災編)の改定・検証			
2	2-2	44	動員・参集計画の運用・検証			
2	2-2	45	業務継続における職員 OB との協力体制の運用			
2	2-2	46	災害時の広報・広聴対応の検証	○		
2	2-2	47	防災関係機関との情報共有等による連携の強化	○		
2	2-2	48	国及び自治体間の相互連携の推進	○		
2	2-2	49	基幹となる広域防災拠点の整備検討	○		
2	2-2	50	水防活動準備	○		
2	2-2	51	災害時の情報収集・伝達体制の充実 ＜再掲 29＞	○		
2	2-2	52	道路被害情報の収集・提供	○		
2	2-2	53	道路・河川等の防災情報の収集・提供 ＜再掲 32＞	○		

方針 No.	施策 No.	事業 No.	事業名	総合排水 計画	震災に強 いまちづ くり方針	建築物 耐震改修 促進計画
2	2-2	54	情報システムの早期復旧対策等			
2	2-2	55	無限消防水利の確保		○	
2	2-2	56	大規模地震発生に備えた警防体制の 充実			
2	2-2	57	消防署等の整備			
2	2-2	58	消防車両等の充実			
2	2-2	59	消防活動資機材の整備			
2	2-2	60	消防団の充実強化	○		
2	2-2	61	総合防災情報システムの充実	○		
2	2-2	62	関係活動機関との連絡会議の開催	○		
2	2-2	63	災害拠点病院の医療機能の充実			
2	2-2	64	医療関係者との連絡会議の開催			
2	2-2	65	救急隊の増隊			
2	2-2	66	医療救護所等運営体制の充実			
2	2-3	67	災害救助用物資の備蓄			
2	2-3	68	災害用トイレの充実			
2	2-3	69	緊急物資集配拠点運営体制の充実			
2	2-3	70	民間物流施設の活用及び資機材調達 等に係る協定締結の推進			
2	2-3	71	大規模小売業者等との協定締結の推 進			
2	2-3	72	大規模小売店及び物流事業者等との 連絡会議の開催			
2	2-3	73	指定避難所の給排水機能の確保			
2	2-3	74	指定避難所における良好な生活環境の 確保			
2	2-3	75	指定避難所のトイレ改修			
2	2-1	76	指定緊急避難場所及び指定避難所の 指定＜再掲 26＞		○	
2	2-2	77	防災拠点の機能確保＜再掲 40＞			
2	2-3	78	要配慮者の避難場所の充実			
2	2-3	79	災害対策住民リストの整備			
2	2-3	80	応急仮設住宅配置計画図及び応急仮 設住宅建設候補地台帳の整備			
2	2-3	81	被災建築物応急危険度判定体制の強 化			
2	2-3	82	被災宅地危険度判定体制の強化			
2	2-3	83	長期湛水に対する復旧・復興体制の強 化			

方針 No.	施策 No.	事業 No.	事業名	総合排水 計画	震災に強 いまちづ くり方針	建築物 耐震改修 促進計画
2	2-3	84	街区の世界座標化の推進			
2	2-3	85	河川台帳の調製	○		
3	3-1	86	市有建築物の耐震対策		○	○
3	3-1	87	市営住宅の耐震対策		○	○
3	3-1	88	市有建築物の天井等落下防止対策		○	○
3	3-1	89	小中学校等における非構造部材の防 災対策		○	○
3	3-1	90	金山総合駅連絡通路橋の耐震対策		○	
3	3-1	91	地下鉄構造物の耐震対策		○	
3	3-1	92	地下鉄施設の浸水対策	○		
3	3-1	93	大規模盛土造成地の調査		○	
3	3-1	94	市施行土地区画整理事業及び住宅市 街地総合整備事業の推進		○	
3	3-1	95	アスベストの飛散防止			
3	3-1	96	緊急雨水整備事業等による浸水対策	○		
3	3-1	97	河川堤防の耐震対策・津波対策		○	
3	3-1	98	河川の整備	○	○	
3	3-1	99	河川・水路等の維持管理	○		
3	3-1	100	ため池の改良	○		
3	3-1	101	排水施設の耐震対策		○	
3	3-1	102	排水ポンプ施設の改築	○		
3	3-1	103	ポンプ施設の更新・整備	○		
3	3-1	104	ポンプ施設の維持修繕及び運転管理	○		
3	3-1	105	排水路の改良・補修	○	○	
3	3-1	106	農業用水路の改良	○		
3	3-1	107	土地改良区の排水機場の長寿命化	○		
3	3-1	108	名古屋港の防災機能強化		○	
3	3-1	109	集約連携型まちづくりの推進	○		
3	3-1	110	公園内のがけ崩れ危険箇所対策			
3	3-1	111	公園樹の適正管理			
3	3-1	112	公共施設における雨水流出抑制の推 進	○		
3	3-2	113	橋りょうの耐震対策		○	
3	3-2	114	道路橋の維持・補修			
3	3-2	115	緊急輸送道路の整備		○	

方針 No.	施策 No.	事業 No.	事業名	総合排水 計画	震災に強 いまちづ くり方針	建築物 耐震改修 促進計画
3	3-2	116	電線類の地中化		○	
3	3-2	117	道路の維持補修			
3	3-2	118	横断歩道橋の耐震対策			
3	3-2	119	側溝の補修・改良及び側溝しゅんせつ等の実施	○		
3	3-2	120	街路樹の適正管理			
3	3-2	121	民間鉄道施設の耐震化の促進		○	
3	3-3	122	水道基幹施設の更新及び耐震化		○	
3	3-3	123	下水道基幹施設の改築及び耐震化	○	○	
3	3-3	124	配水管の更新及び耐震化		○	
3	3-3	125	下水管の改築及び耐震化	○	○	
3	3-3	126	地盤沈下状況の把握			
4	4-1	127	「ぼうさいこくたい」開催に伴う啓発	○		
4	4-1	128	市民向け被災地支援講演会等	○		
4	4-1	129	市民向け防災に関するイベント・訓練等による普及啓発	○		○
4	4-1	130	防災表彰	○		
4	4-1	131	港防災センターによる普及啓発	○		
4	4-1	132	ライフライン途絶対策に関する周知啓発			
4	4-1	133	男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発			
4	4-1	134	外国人防災啓発事業	○		
4	4-1	135	災害時におけるお薬手帳の活用の啓発			
4	4-1	136	名古屋市ペットの災害対策ガイドラインに基づく啓発の推進			
4	4-1	137	被災者の健康保持のための啓発			
4	4-1	138	保育所入所児童への防災教育	○		
4	4-1	139	保育所入所児童の保護者への防災教育	○		
4	4-1	140	児童・生徒への防災教育	○		
4	4-1	141	児童・生徒の保護者の防災意識の啓発	○		
4	4-1	142	市民の防災意識を高める講座・事業	○		
4	4-1	143	雨水ます等の清掃の啓発	○		
4	4-1	144	簡易水防工法の普及啓発	○		
4	4-2	145	なごや市民総ぐるみ防災訓練			
4	4-2	146	総合水防訓練	○		

方針 No.	施策 No.	事業 No.	事業名	総合排水 計画	震災に強 いまちづ くり方針	建築物 耐震改修 促進計画
4	4-2	147	あいち・なごや強靱化共創センターと連 携した研修	○		
4	4-2	148	職員を対象とした防災研修・訓練	○		
4	4-2	149	職員向け被災地派遣職員報告会	○		
4	4-2	150	職員の健康管理・メンタルヘルスにかか る教育・啓発			
4	4-2	151	災害拠点病院における災害対応訓練			
4	4-2	152	家屋被害調査研修			
4	4-2	153	区本部運営等に係る訓練・研修	○		
4	4-2	154	災害ボランティアコーディネーター養成 講座			
4	4-2	155	災害ボランティアセンター設置運営研 修・訓練			
4	4-2	156	総合被災相談に係る訓練			
4	4-2	157	災害時の外国人支援に関する研修			
4	4-2	158	災害廃棄物処理に係る訓練			
4	4-2	159	医療救護所設置訓練			
4	4-2	160	医療機関の情報収集及び提供に関す る研修			
4	4-2	161	災害時のこころの健康に関する研修			
4	4-2	162	復興イメージトレーニング		○	
4	4-2	163	避難所建物の応急対応防災訓練			
4	4-2	164	土木事務所の防災体制の維持・強化に 係る訓練	○		
4	4-2	165	緊急輸送道路等の応急対策実務に関 する合同訓練			
4	4-2	166	関係活動機関との連携訓練	○		
4	4-2	167	防災に関する教員研修	○		
4	4-2	168	愛知県博物館協会の災害発生時にお ける支援活動要領にもとづく災害対策 訓練			
4	4-2	169	緊急物資集配拠点訓練			

南海トラフ巨大地震の被害想定について

～ 震度分布、津波高等 ～

平成 2 6 年 2 月 3 日

名 古 屋 市

1 想定地震の概要

南海トラフで発生する地震は、多様な地震発生のパターンが考えられることから、次の地震の震源域の広がりを正確に予測することは、現時点の科学的知見では困難です。

そのため、本市では、南海トラフで発生する地震として、次の2つの地震を想定して被害予測調査を行いました。

(1) 過去の地震を考慮した最大クラス

南海トラフ沿いでは、宝永地震（1707）、安政東海・安政南海地震（1854）、昭和東南海（1944）・昭和南海地震（1946）など、おおむね100年～200年の間隔で海溝型の大地震が繰り返し発生しています。

そこで、南海トラフで繰り返し発生する巨大地震として、宝永以降の地震を参考に、最大クラスとなる地震を想定しました。

震源および波源のモデルは、本市の被害想定に必要な範囲で、内閣府と方針等について相談しながら検討した独自モデルを用いています。

なお、全体の地震規模については、現在内閣府にて検討中です。

地震の規模		内閣府にて検討中
最大震度		震度 6 強
津波(港区)	到達時間（津波高 30cm）	最短 102 分
	津波水位(T. P.)※1	最高 3.3m
	津波高※2	最大 2.1m

(2) あらゆる可能性を考慮した最大クラス

内閣府は、2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震を受けて、千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低い、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす地震として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定しました。

このため、本市においても同様に、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定しました。

震源モデルは、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、本市の震度及び液状化の可能性が最も大きくなる陸側ケースを用いています。また、波源モデルは、本市の津波高が最も高くなると想定された検討ケース①（「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定）を用いています。

地震の規模		マグニチュード 9.0(津波 9.1)
最大震度		震度 7
津波(港区)	到達時間（津波高 30cm）	最短 96 分
	津波水位(T. P.)※1	最高 3.6m
	津波高※2	最大 2.4m

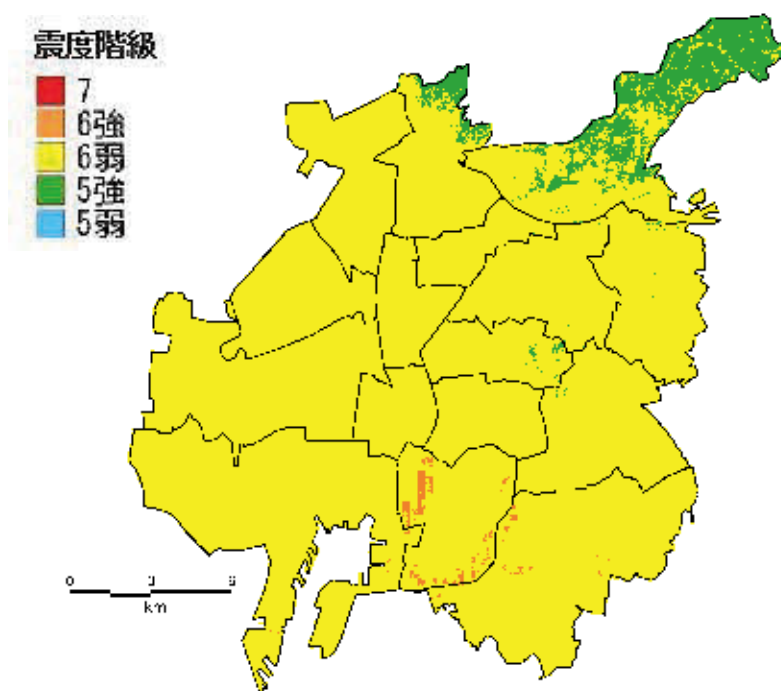
※1 津波の潮位に、地震による地殻変動の沈降量を加えた値

※2 津波水位から潮位(T. P. 1.2m)を引いた高さ

2 震度分布

(1) 過去の地震を考慮した最大クラス

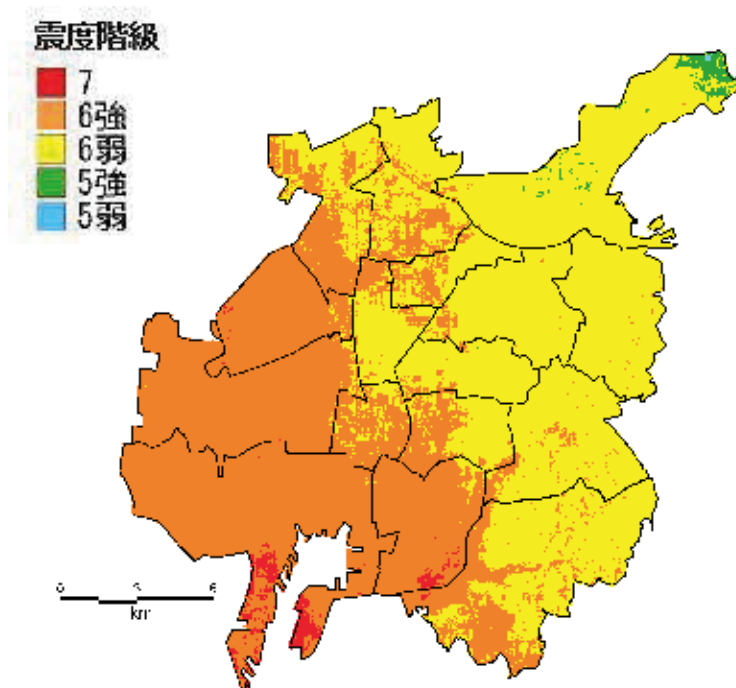
本市では、震度6弱の地域が大きく広がり、南区をはじめとした4区の一部地域で震度6強が想定される。



過去の地震を考慮した最大クラスの震度分布図

(2) あらゆる可能性を考慮した最大クラス

本市では、震度6弱、震度6強の地域が大きく広がり、港区をはじめとした5区の一部地域で震度7が想定される。

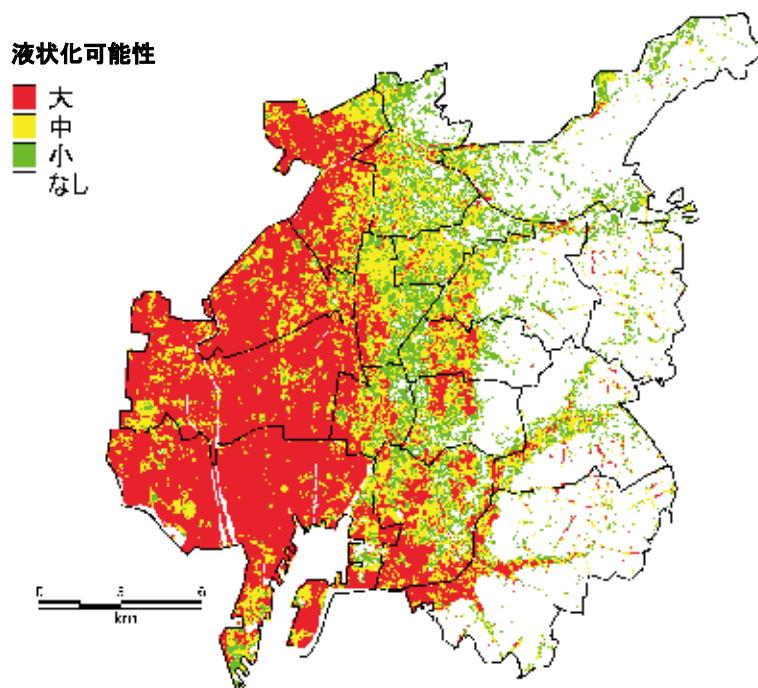


あらゆる可能性を考慮した最大クラスの震度分布図

3 液状化可能性分布

(1) 過去の地震を考慮した最大クラス

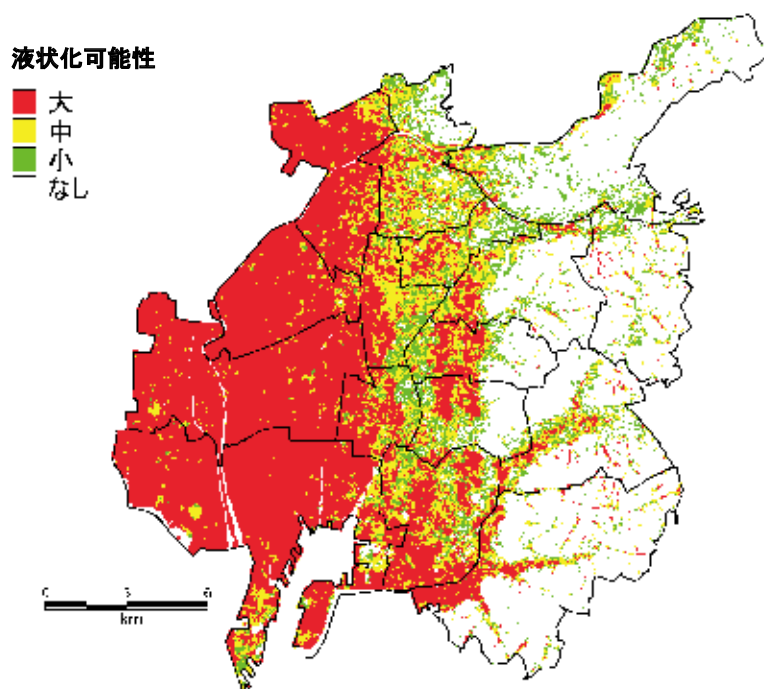
本市では、市西部および天白川などの河川沿いに、液状化可能性が大から中に評価される地域が広がっている。



過去の地震を考慮した最大クラスの液状化可能性分布

(2) あらゆる可能性を考慮した最大クラス

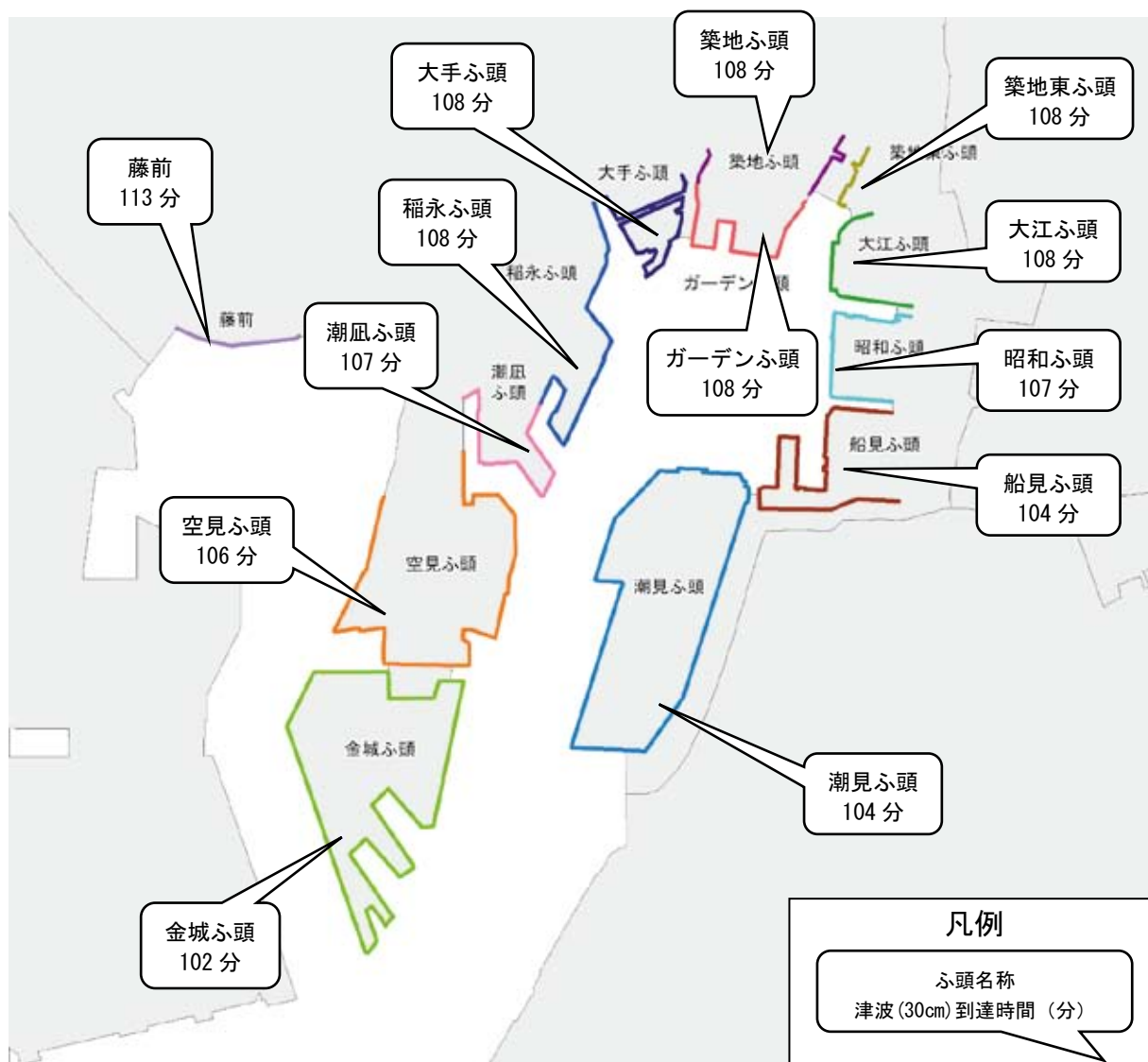
本市では、市西部および天白川などの河川沿いに、液状化可能性が大に評価される地域が広がっている。



あらゆる可能性を考慮した最大クラスの液状化可能性分布

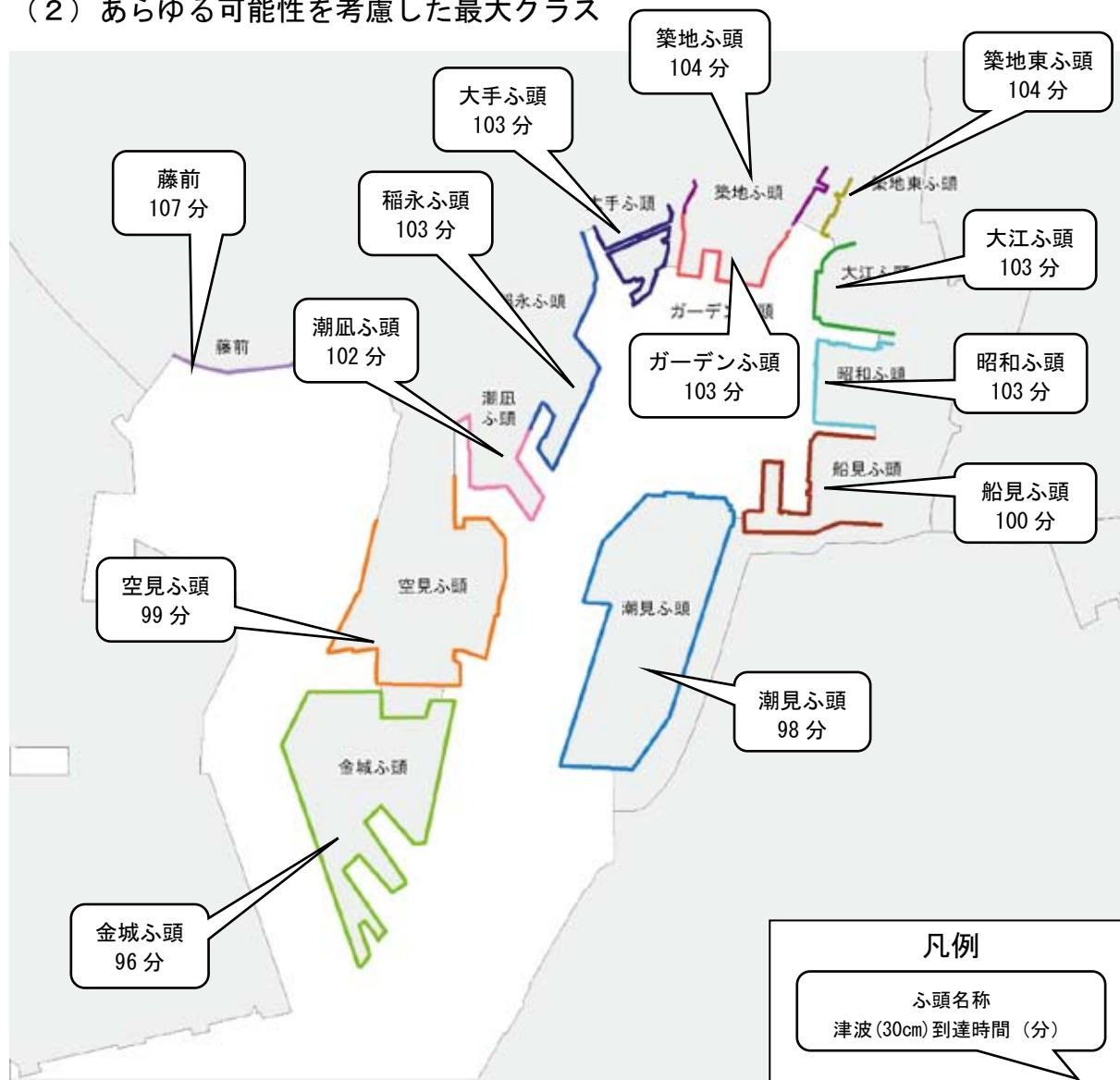
4 津波(30cm)到達時間

(1) 過去の地震を考慮した最大クラス



過去の地震を考慮した最大クラス	
ふ頭名称	津波(30cm)到達時間(分)
金城ふ頭	102
空見ふ頭	106
潮風ふ頭	107
稲永ふ頭	108
大手ふ頭	108
ガーデンふ頭	108
築地ふ頭	108
築地東ふ頭	108
大江ふ頭	108
昭和ふ頭	107
船見ふ頭	104
潮見ふ頭	104
藤前	113

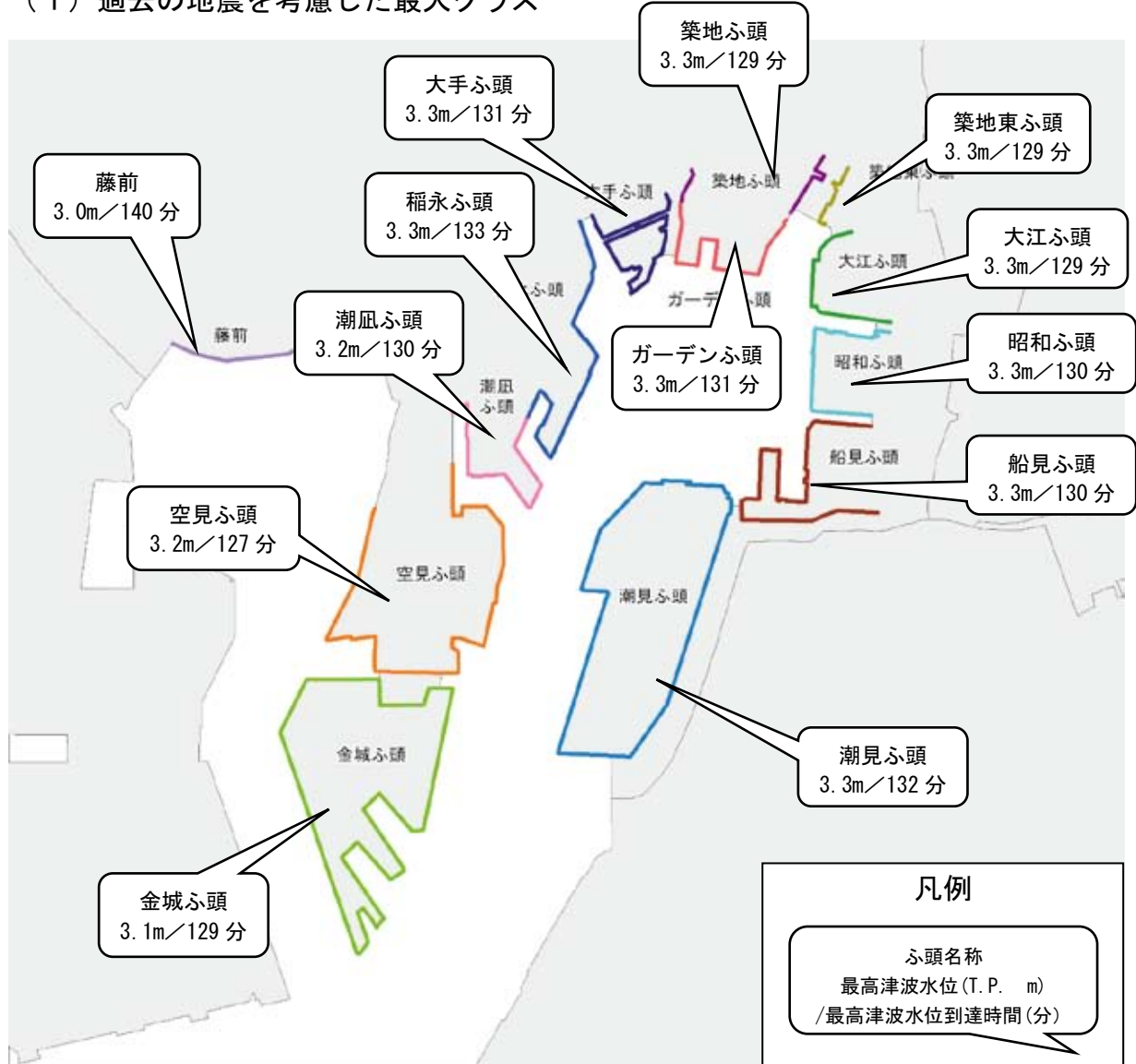
(2) あらゆる可能性を考慮した最大クラス



あらゆる可能性を考慮した最大クラス	
ふ頭名称	津波(30cm)到達時間 (分)
金城ふ頭	96
空見ふ頭	99
潮風ふ頭	102
稲永ふ頭	103
大手ふ頭	103
ガーデンふ頭	103
築地ふ頭	104
築地東ふ頭	104
大江ふ頭	103
昭和ふ頭	103
船見ふ頭	100
潮見ふ頭	98
藤前	107

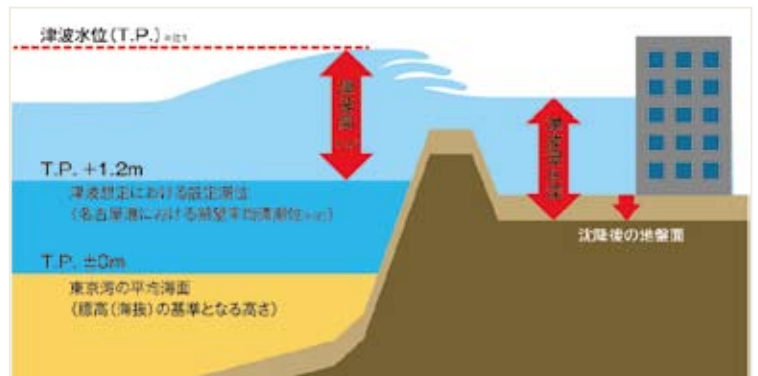
5 最高津波水位

(1) 過去の地震を考慮した最大クラス



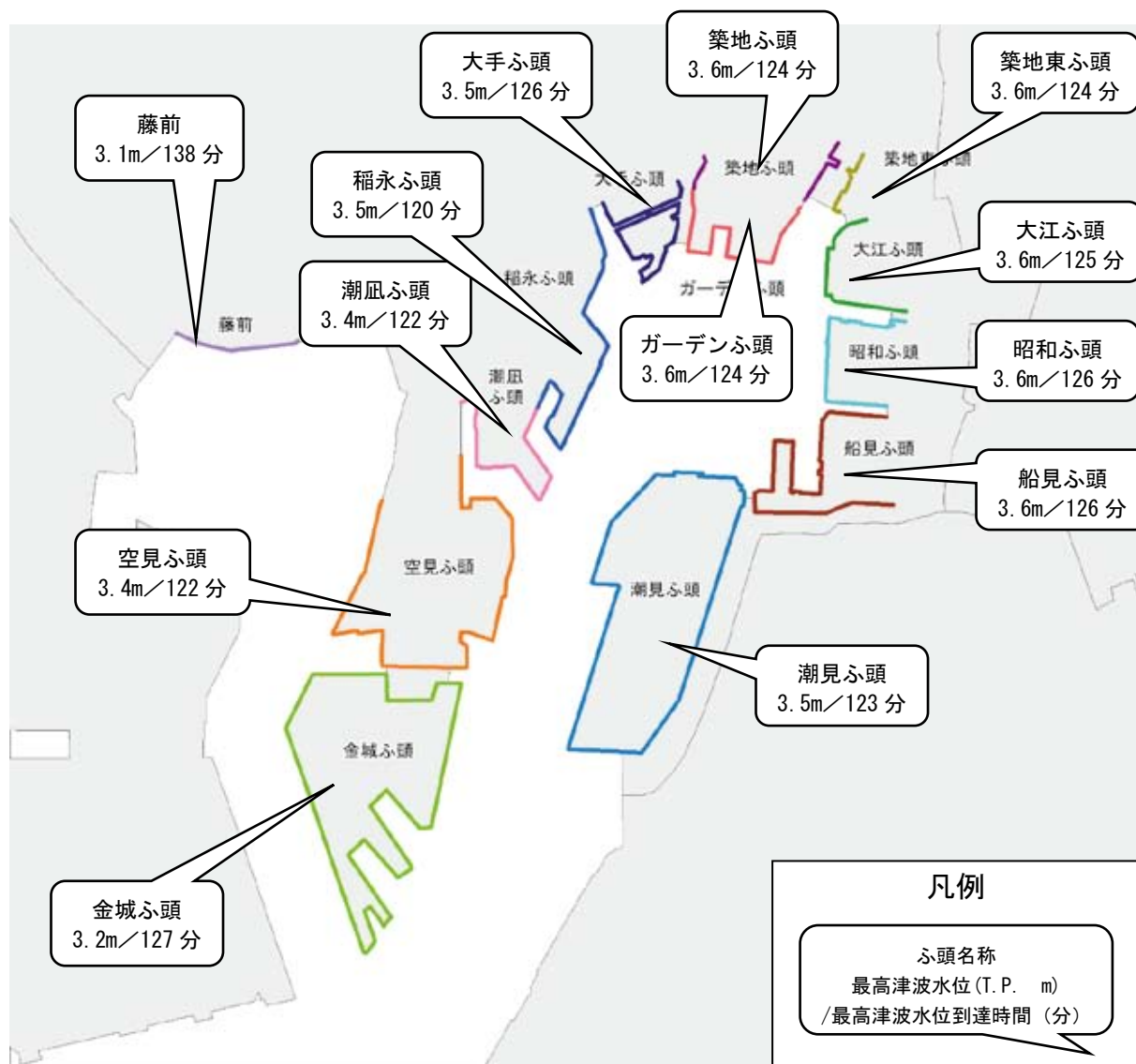
過去の地震を考慮した最大クラス				
ふ頭名称	最高津波水位			到達時間 (分)
	T.P.(m)※2	潮位※1 T.P.(m)※2	最大津波高 (m)	
金城ふ頭	3.1	1.2	1.9	129
空見ふ頭	3.2	1.2	2.0	127
潮風ふ頭	3.2	1.2	2.0	130
稲永ふ頭	3.3	1.2	2.1	133
大手ふ頭	3.3	1.2	2.1	131
ガーデンふ頭	3.3	1.2	2.1	131
築地ふ頭	3.3	1.2	2.1	129
築地東ふ頭	3.3	1.2	2.1	129
大江ふ頭	3.3	1.2	2.1	129
昭和ふ頭	3.3	1.2	2.1	130
船見ふ頭	3.3	1.2	2.1	130
潮見ふ頭	3.3	1.2	2.1	132
藤前	3.0	1.2	1.8	140

※1 名古屋港期望平均満潮位を設定
※2 T.P.値をN.P.値に換算する場合は1.4mを加算



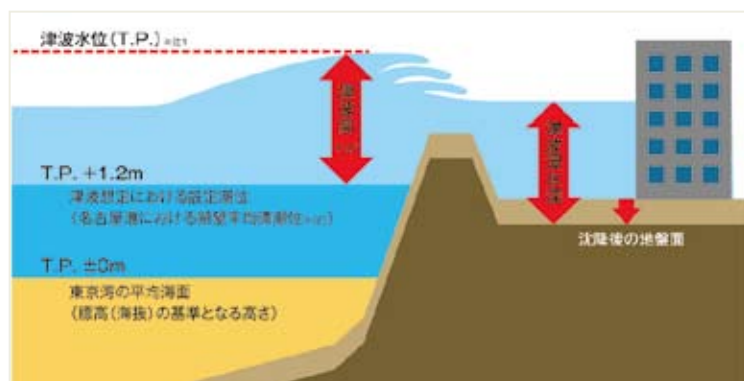
- ※1 津波の潮位に、地震による地殻変動の沈降量を加えた値
※2 津波水位から、潮位を引いた高さ
※3 朔(新月)および望(満月)の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値

(2) あらゆる可能性を考慮した最大クラス



あらゆる可能性を考慮した最大クラス				
ふ頭名称	最高津波水位			到達時間 (分)
	T.P.(m)※2	潮位※1 T.P.(m)※2	最大津波高 (m)	
金城ふ頭	3.2	1.2	2.0	127
空見ふ頭	3.4	1.2	2.2	122
潮風ふ頭	3.4	1.2	2.2	122
稲永ふ頭	3.5	1.2	2.3	120
大手ふ頭	3.5	1.2	2.3	126
ガーデンふ頭	3.6	1.2	2.4	124
築地ふ頭	3.6	1.2	2.4	124
築地東ふ頭	3.6	1.2	2.4	124
大江ふ頭	3.6	1.2	2.4	125
昭和ふ頭	3.6	1.2	2.4	126
船見ふ頭	3.6	1.2	2.4	126
潮見ふ頭	3.5	1.2	2.3	123
藤前	3.1	1.2	1.9	138

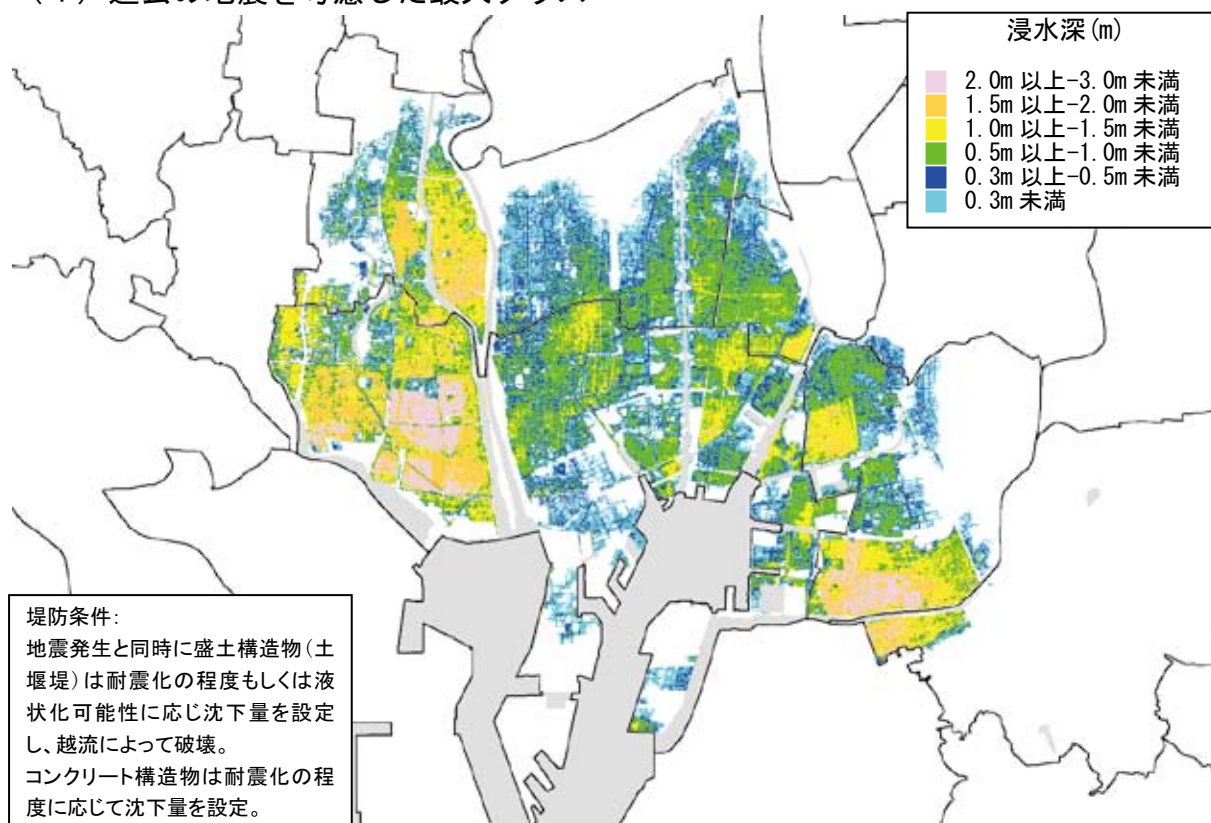
※1 名古屋港期望平均満潮位を設定
※2 T.P.値をN.P.値に換算する場合は1.4mを加算



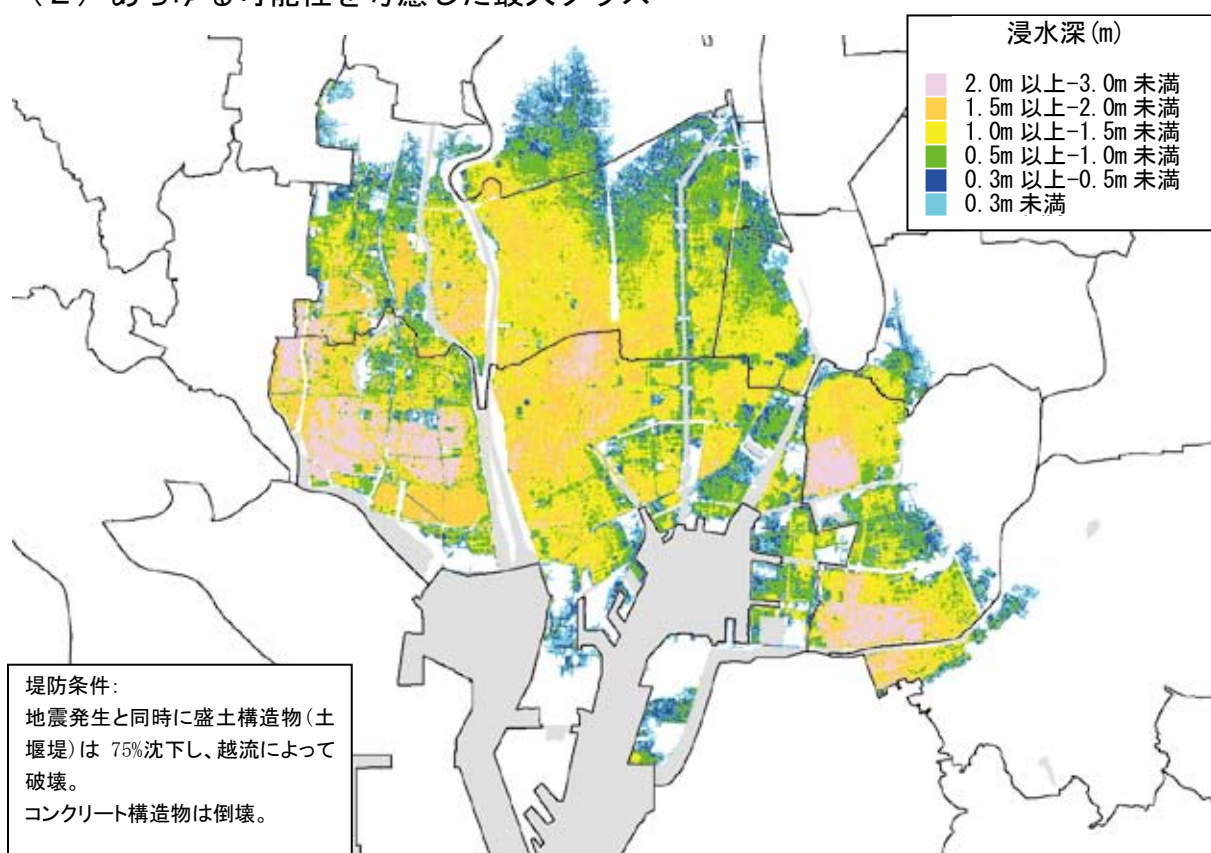
- ※1 津波の潮位に、地震による地殻変動の沈降量を加えた値
※2 津波水位から、潮位を引いた高さ
※3 朔(新月)および望(満月)の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値

6 浸水範囲

(1) 過去の地震を考慮した最大クラス



(2) あらゆる可能性を考慮した最大クラス

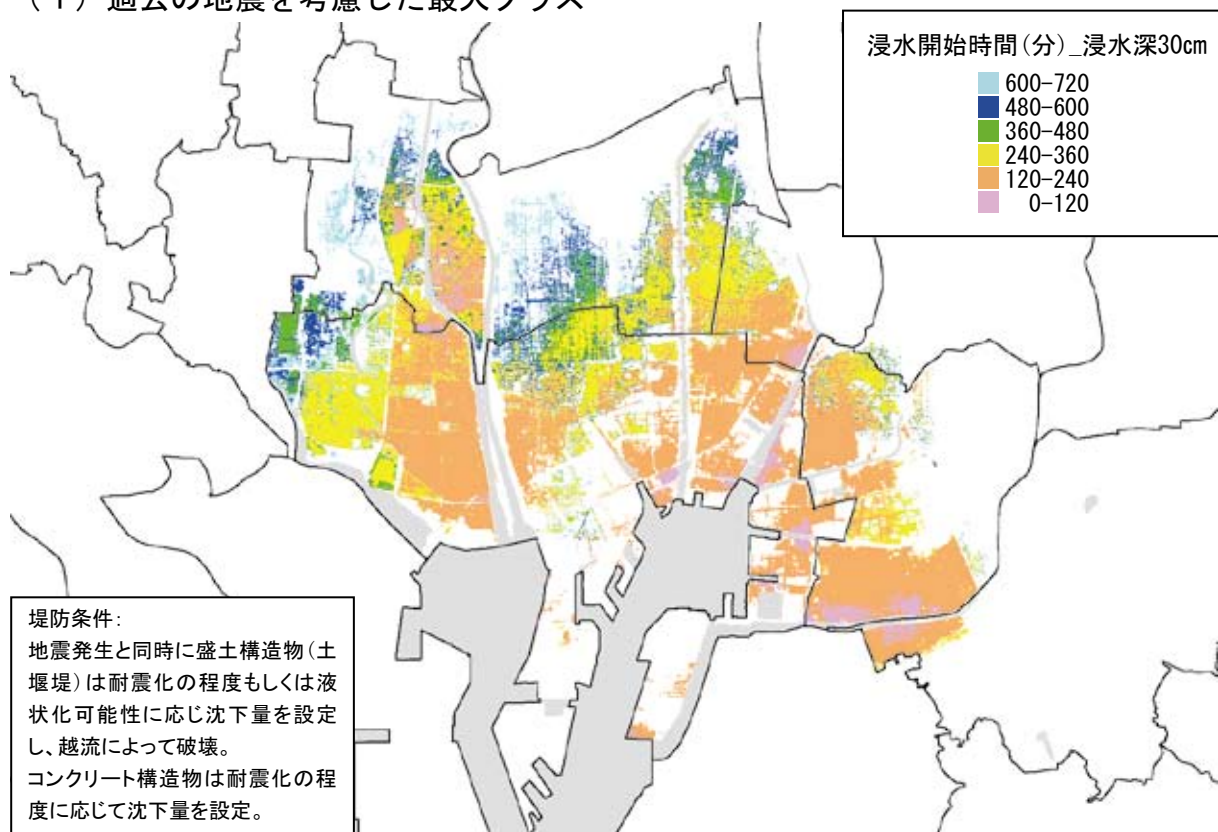


津波浸水想定は、一定の条件を設定して計算した結果のため、地震による堤防等の状況や地殻変動の差異等により変わる可能性があります。

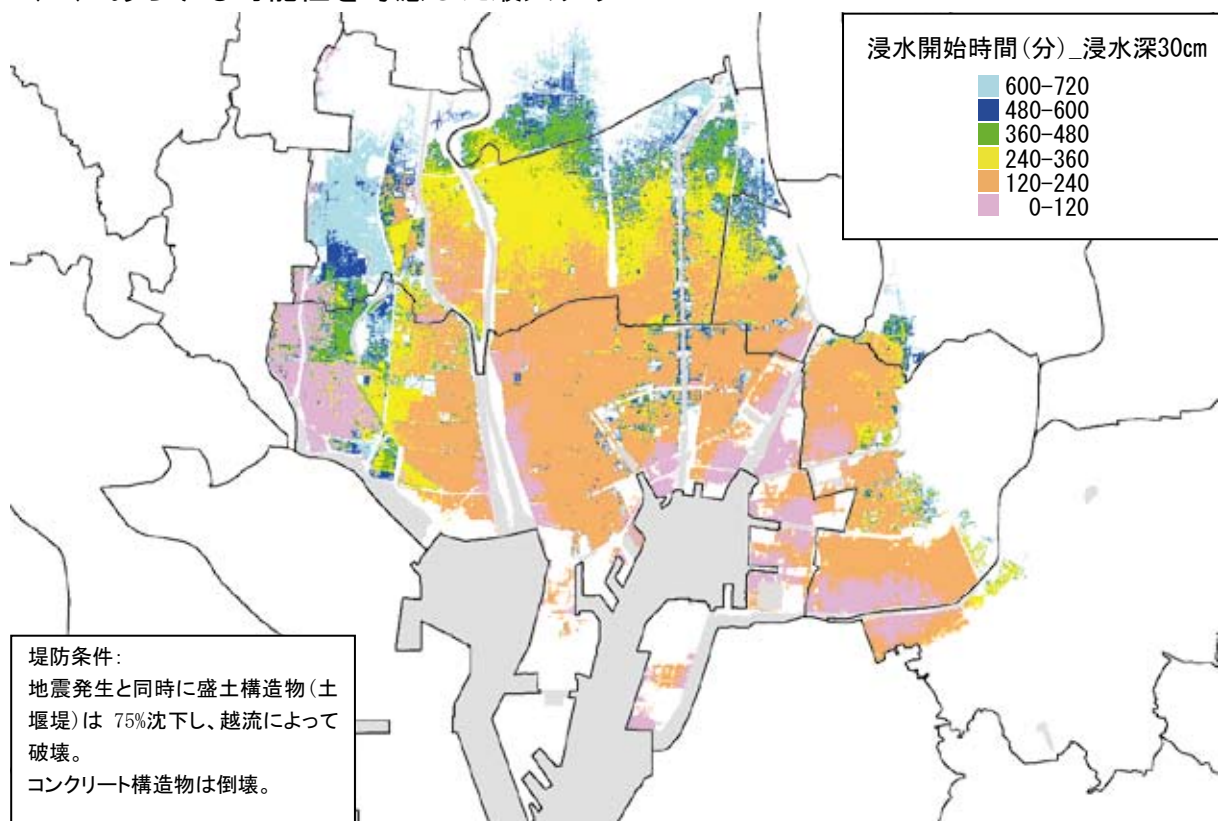
また、堤防等が壊れている場合、津波が収束した後でも、日々の干満によって浸水範囲が広がる可能性があります。

7 浸水開始時間

(1) 過去の地震を考慮した最大クラス



(2) あらゆる可能性を考慮した最大クラス



【資 料】

1 震 度

(1) 過去の地震を考慮した最大クラス

区	最小		最大	
	計測震度	震度階級	計測震度	震度階級
千種区	5.4	5 強	5.7	6 弱
東区	5.4	5 強	5.7	6 弱
北区	5.4	5 強	5.7	6 弱
西区	5.4	5 強	5.7	6 弱
中村区	5.5	6 弱	5.8	6 弱
中区	5.5	6 弱	5.8	6 弱
昭和区	5.4	5 強	5.8	6 弱
瑞穂区	5.4	5 強	5.9	6 弱

区	最小		最大	
	計測震度	震度階級	計測震度	震度階級
熱田区	5.6	6 弱	5.9	6 弱
中川区	5.6	6 弱	5.9	6 弱
港区	5.6	6 弱	6.1	6 強
南区	5.5	6 弱	6.2	6 強
守山区	5.0	5 強	5.7	6 弱
緑区	5.5	6 弱	6.0	6 強
名東区	5.4	5 強	5.7	6 弱
天白区	5.4	5 強	6.0	6 強

(2) あらゆる可能性を考慮した最大クラス

区	最小		最大	
	計測震度	震度階級	計測震度	震度階級
千種区	5.5	6 弱	6.1	6 強
東区	5.5	6 弱	6.1	6 強
北区	5.5	6 弱	6.2	6 強
西区	5.6	6 弱	6.4	6 強
中村区	5.9	6 弱	6.5	7
中区	5.6	6 弱	6.2	6 強
昭和区	5.4	5 強	6.0	6 強
瑞穂区	5.5	6 弱	6.3	6 強

区	最小		最大	
	計測震度	震度階級	計測震度	震度階級
熱田区	5.7	6 弱	6.2	6 強
中川区	5.8	6 弱	6.5	7
港区	5.9	6 弱	6.7	7
南区	5.7	6 弱	6.6	7
守山区	4.6	5 弱	6.1	6 強
緑区	5.6	6 弱	6.5	7
名東区	5.4	5 強	6.1	6 強
天白区	5.5	6 弱	6.2	6 強

参考：気象庁震度階級表 （平成八年二月十五日気象庁告示第四号）

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5未満	5弱	4.5以上5.0未満
1	0.5以上1.5未満	5強	5.0以上5.5未満
2	1.5以上2.5未満	6弱	5.5以上6.0未満
3	2.5以上3.5未満	6強	6.0以上6.5未満
4	3.5以上4.5未満	7	6.5以上

2 浸水面積

(1) 過去の地震を考慮した最大クラス

区	全面積	浸水深1cm以上		浸水深30cm以上		浸水深50cm以上		浸水深1m以上		浸水深1.5m以上		浸水深2m以上		浸水深3m以上	
	(ha)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
千種区	1,823	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
東区	770	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
北区	1,755	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
西区	1,789	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
中村区	1,631	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
中区	938	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
昭和区	1,094	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
瑞穂区	1,123	27	2.4	12	1.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
熱田区	813	333	41.0	268	33.0	210	25.8	40	4.9	4	0.4	0	0.0	0	0.0
中川区	3,203	1,678	52.4	1,180	36.8	818	25.5	315	9.8	126	3.9	11	0.3	0	0.0
港区	4,569	2,784	60.9	2,275	49.8	1,850	40.5	880	19.3	413	9.0	161	3.5	0	0.0
南区	1,846	976	52.9	799	43.3	659	35.7	371	20.1	182	9.9	70	3.8	0	0.0
守山区	3,399	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
緑区	3,784	107	2.8	100	2.6	95	2.5	77	2.0	40	1.1	9	0.2	0	0.0
名東区	1,944	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
天白区	2,162	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
全市	32,043	5,905	18.1	4,633	14.2	3,632	11.1	1,682	5.2	765	2.3	251	0.8	0	0.0

※ 四捨五入の関係上、各区の積算値と全市の数字は一致しないことがある。

(2) あらゆる可能性を考慮した最大クラス

区	全面積	浸水深1cm以上		浸水深30cm以上		浸水深50cm以上		浸水深1m以上		浸水深1.5m以上		浸水深2m以上		浸水深3m以上	
	(ha)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
千種区	1,823	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
東区	770	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
北区	1,755	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
西区	1,789	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
中村区	1,631	381	23.4	276	16.9	193	11.8	56	3.5	7	0.4	0	0.0	0	0.0
中区	938	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
昭和区	1,094	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
瑞穂区	1,123	107	9.5	72	6.4	54	4.8	24	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
熱田区	813	362	44.6	341	41.9	312	38.3	176	21.7	11	1.3	0	0.0	0	0.0
中川区	3,203	2,495	77.9	2,283	71.3	2,055	64.2	1,336	41.7	469	14.6	45	1.4	0	0.0
港区	4,569	3,179	69.6	2,916	63.8	2,700	59.1	1,989	43.5	1,060	23.2	336	7.4	0	0.0
南区	1,846	999	54.1	934	50.6	877	47.5	667	36.1	347	18.8	172	9.3	0	0.0
守山区	3,399	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
緑区	3,784	150	4.0	128	3.4	113	3.0	84	2.2	50	1.3	16	0.4	0	0.0
名東区	1,944	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
天白区	2,162	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
全市	32,043	7,673	23.5	6,950	21.3	6,305	19.3	4,333	13.3	1,944	6.0	569	1.7	0	0.0

※ 四捨五入の関係上、各区の積算値と全市の数字は一致しないことがある。

検討経過について

(1) 経過

時 期	内 容
2018年 2月	第1回「防災条例の見直しと防災施策の推進に関する有識者懇談会」(以下、有識者懇談会)の開催
5月	関係団体に対するヒアリング(～9月)
6月	第2回有識者懇談会の開催
8月	第3回有識者懇談会の開催
11月～12月	パブリックコメントの実施

(2) 有識者懇談会の構成員

氏 名	職 名
浦野 愛	特定非営利活動法人レスキューストックヤード常務理事
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所准教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授
福和 伸夫	名古屋大学減災連携研究センター教授・センター長
溝口 敦子	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授

名古屋市防災条例（2006 年制定、2013・2019 年改正）

前 文

名古屋市は、これまで、伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の猛威の前に失ってきました。また、今日では、名古屋市を含むこの地域は、東海地震や東南海地震などの大規模地震の発生により、甚大かつ広域的な被害を受けることが危惧されています。

私たちは、いつでも被災者になり得ます。そのうえ、日本のものづくりの中核としてのこの地域が、甚大な被害を受けた場合、その被害が日本経済全体に与える損失は非常に大きく、世界的にも影響を及ぼしかねません。

私たちの力で、自然災害を根絶することはできませんが、その災害によって生ずる被害を減らすことはできます。私たちは、自然とともに生き、自分や家族、地域、そして名古屋のまちを私たち自身で守っていかなければなりません。

自分で自分や家族を守るという「自助」、市民や事業者が助け合って地域を守るという「共助」、行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保するという「公助」の理念を念頭に置き、市民、事業者及び市が協働して、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めていくことが必要になります。それは、一朝一夕にできるものではありません。しかし、先人がこれまで進めてきたように、地道なまちづくり、ひとづくりを続けていけば、私たちのこの名古屋のまちが災害に強いまちになるものと信じています。

ここに、自然災害に見舞われても、それを乗り越え、誇りと愛着を持ち続けることのできるまち「名古屋」を、後の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

目的

第1条

この条例は、災害に係る予防対策及び応急対策並びに災害からの復興に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、それらの対策等の基本となる事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることができる、災害に強いまちの実現をめざすことを目的とする。

定義

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 自主防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
- (4) 指定緊急避難場所 法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。
- (5) 指定避難所 法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。
- (6) 警戒宣言 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定による地震災害に関する警戒宣言をいう。
- (7) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。

- (8) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をすることをいう。

市の責務

第3条

市は、災害に強いまちづくりに関する総合的な対策（以下「災害対策」という。）を講じるものとする。

- 2 市は、災害対策に関する計画を策定するとともに、その対策を行うために組織及び機能の全てを挙げて必要な体制を整備するものとする。
- 3 市は、災害対策を行うに当たっては、市民、ボランティア、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体（以下「市民等」という。）との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 市は、災害対策を行うために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

職員の責務

第4条

職員は、災害対策に関する知識及び技術の習得に努め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策に関する計画に基づき、速やかに、災害対策に関し必要な業務に従事し、市民の生命、身体及び財産の保護に努めなければならない。

市民の責務

第5条

市民は、自己及び家族を災害から守るため、家族との話し合い、知識の習得等防災のために必要な事項を行うよう努めなければならない。

- 2 市民は、地域を災害から守るため、防災において、日頃から地域の構成員との交流を深めるとともに、相互に連携及び協力に努めなければならない。

3 市民は、市が行う災害対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

事業者の責務

第6条

事業者は、次の対策を講ずるとともに、その対策に関する計画の作成及びその対策を行うために必要な体制の整備に努めなければならない。

- (1) 事業所に来所する者(以下「来所者」という。)及び従業員を災害から守るための対策
 - (2) 事業所の施設及び設備の災害に対する安全性を確保するための対策
 - (3) 災害が発生した場合における被害を軽減するため及び事業を継続するため又は速やかに再開するための対策
- 2 事業者は、地域を災害から守るため、防災において、地域の構成員との連携及び協力に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が行う災害対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

自主防災活動の推進

第7条

市は、自主防災組織その他市民が地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動(以下「自主防災活動」という。)を推進するため、必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市民は、自主防災活動を推進するため、その活動に参加し、又は協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、自主防災活動を推進するため、その活動に協力するよう努めなければならない。

ボランティアに対する支援

第8条

市及び事業者は、ボランティアによる防災に関する活動に対する支援を行うよう努めなければならない。

第2章 予防対策及び応急対策

第1節 情報の収集及び提供等

情報の収集等

第9条

市は、豪雨、洪水及び地震の観測等防災のために必要な情報の収集及びその伝達方法の確保に努めなければならない。

予想される災害の調査

第10条

市は、市域内において予想される災害に関し調査を行い、その結果を災害対策に反映させるよう努めなければならない。

情報の提供等

第11条

市は、災害に備え、市民及び事業者に対し、あらかじめ、異常な自然現象の種類ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所の位置等避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

- 2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市民及び事業者に対し、速やかに、避難の勧告又は指示に関する情報、被害の状況に関する情報、応急措置に関する情報等を提供するよう努めなければならない。
- 3 市民及び事業者は、災害に備え、防災に関する情報を収集するとともに、気象警報等の情報に基づいて自らの判断において避難できるようにするための

知識を習得するよう努めなければならない。

- 4 市民及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害に関する情報を収集するよう努めなければならない。

第2節 防災訓練等 教育の充実等

第12条

市は、研修、防災訓練等により、職員の防災に関する能力の向上に努めなければならない。

- 2 市は、防災訓練、講習会等を積極的に行い、防災に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に努めなければならない。
- 3 市は、防災に関する市民の理解を深めるため、学校教育及び社会教育を通じ、防災に関する教育の充実に努めなければならない。
- 4 事業者は、従業員に対し、防災訓練又は講習に参加させること等により、防災に関する知識を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

防災訓練

第13条

市は、市民等と連携した防災訓練を積極的かつ計画的に行うよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が行う防災訓練に参加するとともに、地域における防災訓練を定期的かつ効果的に行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市又は市民が地域において行う防災訓練に参加するとともに、市及び市民と連携し、防災訓練を行うよう努めなければならない。

第3節 避難 物資の確保等

第14条

市は、災害に備え、食糧、毛布その他被災した市民の生活に必要な物資の確保及び当該物資の円滑な供給を継続して行うための関係事業者の協力の確保並びに飲料水の供給のために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、災害に備え、食糧、飲料水その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

応急的な医療等の確保

第15条

市は、国、他の地方公共団体及び関係団体と協力し、避難所等における応急的な医療及び助産を行うことができるよう努めなければならない。

指定緊急避難場所の確認等

第16条

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の確保並びに仮設住宅の建設等のための用地に関する情報の管理に努めなければならない。

- 2 市は、資機材の整備、物資の備蓄等により、指定避難所の機能の充実に努めなければならない。
- 3 市民及び事業者は、あらかじめ、災害が発生した場合の被害の状況を想定して、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等を確認するよう努めなければならない。
- 4 市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めなければならない。

災害時に特に配慮を要する者への配慮

第17条

市、市民及び事業者は、高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他災害が発生した場合において特に配慮を要する者

(法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。)の避難の誘導、安否の確認、救出等に関し、これらの者に配慮した対策を講ずるよう努めなければならない。

第4節 応急措置

第18条

市は、災害が発生した場合には、市民等と連携し、被害の状況を速やかに把握し、被害を最小限にとどめるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市民及び事業者は、災害が発生した場合には、相互に協力し、初期消火、被災者の救助その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 医療、建築等の専門的な知識又は技術を有する事業者は、第1項の規定により市が講ずる措置に積極的に協力するよう努めなければならない。

第5節 緊急輸送の確保

第19条

市は、警戒宣言が発せられた場合、又は災害が発生した場合において、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送(以下「緊急輸送」という。)を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、警戒宣言が発せられた場合、又は災害が発生した場合には、自動車の使用を自粛する等、緊急輸送の確保に協力するよう努めなければならない。

第6節 地震対策

耐震性の確保等

第20条

市は、自らが所有する建築物の地震に対する安全性を確保するため、必要に応じて耐震診断を行い、その結果に基づいて耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 市は、自らが管理する橋りょう、配水管等の地震に対する安全性の確保に努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導及び支援並びに地震に対する安全性の確保に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。
- 4 市は、地震による火災の拡大を防止し、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市民及び事業者は、自らが所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、地震による火災の拡大を防止するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

広告塔等の落下防止等

第21条

市は、地震による、屋外に面しているガラス、タイルその他これらに類する建築物の部分及び広告塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「落下対象物」という。)の落下並びに道路に沿って設けられている門、塀その他これらに類する建築物等(以下「転倒対象物」という。)の転倒の防止に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、地震による落下対象物の落下及び転倒対象物の転倒を防止するため、これらの対象物を定期的に点検するよう努めなければならない。

家具等の転倒防止

第 22 条

市は、地震による家具等の転倒の防止に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

- 2 市、市民及び事業者は、自らが所有し、又は占有する家具等の地震による転倒の防止に努めなければならない。

帰宅困難者対策

第 23 条

市は、警戒宣言が発せられた場合、又は大規模な地震が発生した場合において、交通機関が休止したこと等により、徒歩による帰宅が著しく困難である者（以下「帰宅困難者」という。）による混乱、事故が生じること等を防止するため、一斉に帰宅することの抑制に関する周知、帰宅困難者に対する支援その他必要な対策を講ずるものとする。

- 2 市民は、警戒宣言が発せられたため、又は大規模な地震が発生したために交通機関が休止したこと等により、帰宅困難者となった場合に備え、徒歩による帰宅経路及び家族との連絡方法の確認等を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、警戒宣言が発せられた場合、又は大規模な地震が発生した場合において、来所者及び従業員の安全な帰宅等に対する支援のために必要な対策を講ずるとともに、これらの者が一斉に帰宅することの抑制を図るよう努めなければならない。

- 4 帰宅困難者は、警戒宣言が発せられた場合、又は大規模な地震が発生した場合には、むやみに移動を開始しないようにするとともに、第 1 項及び前項の対策に協力するよう努めるものとする。

被害を受けた建築物等の調査

第 24 条

市は、地震により被害を受けた建築物又は土地の危険性に関し調査を緊急に行う必要があると認めるときは、速やかに、当該調査を行い、又は資格を有する者に当該調査を行わせ、その結果を市民及び事業者に提供するものとする。

- 2 地震により被害を受けた建築物若しくは土地の所有者、占有者若しくは管理者である市民又は事業者は、前項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

第 7 節 浸水及び雨水対策

浸水の防止等

第 25 条

市は、豪雨等による浸水を防止し、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市、市民及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設への浸水の防止に努めなければならない。
- 3 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する事業者は、当該施設への浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

第3章 災害からの復興

第29条

市は、災害により甚大な被害を受けた場合には、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携するとともに、市民及び事業者と協力し、その被害を受けた地域の速やかな復興に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、災害により甚大な被害を受けた場合には、相互に協力し、市民の生活及び事業者の事業の速やかな再建に努めなければならない。

- 4 洪水、高潮、津波等により浸水することが想定される地域及びその周辺地域に施設を管理する事業者は、当該施設への浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。
- 5 前項の事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、浸水から避難する者の受入れに協力するよう努めなければならない。

雨水流出抑制

第26条

市は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内に、雨水の流出を抑制するための施設を設置するものとする。

2 市は、市民及び事業者に対し、雨水の流出の抑制に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

3 市民及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内において、雨水の流出を抑制するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

雨水ます等の清掃

第27条

市民及び事業者は、自らが占有する土地に設置された雨水を集水するます等の清掃を行うものとする。

第8節 広域的な連携体制の構築

第28条

市は、災害の拡大を防止するため、他の地方公共団体と災害発生時における応援及び協力を相互に行う体制を構築するよう努めなければならない。

名古屋市災害対策実施計画

発行・編集 名古屋市防災危機管理局危機管理企画室

名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

電 話：０５２－９７２－３５２３

ファクシミリ：０５２－９６２－４０３０

ホームページ：<http://www.city.nagoya.jp/>

策定年月 ２０１９年３月



災害による死者が
発生しない



迅速な災害対応
により被害が
拡大しない



助かった命が守られ、
社会経済活動が
早期に再開される